

漁港漁場整備事業の実務の手引き

[令和5年度]

令和5年4月
水産庁 漁港漁場整備部

はじめに

市町村における土木・建築部門の職員数は、公共事業の縮減等に伴って、減少傾向が続いています。水産庁が令和5年1月に全国403の市町村の漁港管理者に対して改めて実施したアンケート調査では、依然として、漁港漁場整備を担当する技術職員がいない自治体が2年前と変わらず約3割という深刻な実態が引き続き明らかになりました。

こうした事態を受け、水産庁では、引き続き市町村等が漁港漁場整備事業等を円滑に推進していくことができるよう、市町村への支援の取組を進めているところです。

本書は、この取組として、初めて漁港漁場整備等に携わることとなった職員を対象に、漁港漁場整備事業の実務の一連の流れ(計画・実施・管理)を理解できるように作成しました。

本書が漁港漁場整備の実務担当者の一助となれば幸いです。

目次

1. 漁港漁場整備事業の実務の流れ (p.4)
2. 漁港漁場整備事業の実務の内容 (p.5)
 - I. 事業基本計画 (p.5)
 - I-① 事業基本計画の作成と承認申請 (p.5)
 - I-② 事業評価書の作成 (p.31)
 - I-③ 事業基本計画の変更 (p.39)
 - II. 予算要求と交付申請 (p.41)
 - II-① 予算要求資料の作成 (p.41)
 - II-② 補助金交付申請 (p.42)
 - II-③ 内示変更要望と交付決定変更申請 (p.46)
 - II-④ 繰越手続き (p.48)
 - III. 事業の執行と台帳調製 (p.50)
 - III-① 工事設計書の作成 (p.50)
 - III-② 発注関係事務 (p.63)
 - III-③ 実績報告と額の確定 (p.65)
 - III-④ 漁港台帳の調製 (p.68)
 - IV. 漁港漁場整備に係る「よろず相談」へのQ&A (p.71)
 - V. 近年の漁港漁場整備事業に係る制度の主な拡充・改正事項とその概要 (p.75)
 - VI. 補助対象に関するよくある問い合わせ内容とその回答 (p.76)

<問い合わせ窓口一覧> (p.77.)

本書の構成は、漁港漁場整備事業を実施する上で不可欠な実務の内容とその手順及び方法について解説するとともに、各実務内容に関連する通知や参考となる図書、WEBページ等の情報をそれぞれ掲載しています。

1. 漁港漁場整備事業の実務の流れ

		I. 事業基本計画 (p.5～p.39で解説)	II. 予算要求と交付申請 (p.41～p.48で解説)	III. 事業執行と台帳調製 (p.50～p.68で解説)
事業計画作成の年度	4-6月	I-① [p.5] 事業ニーズの把握と基本構想の作成 ↓ 事業基本計画の作成	II-① [p.41] 予算(概算)要求資料の作成	
	7-9月			
	10-12月			
	1-3月			
事業実施の前年度	4-6月	I-② [p.31] 事業評価書の作成	概算要求ヒアリング(5月)	III-① [p.50] 工事設計書の作成 (新規・改良の断面の場合は工法協議が必要)
	7-9月		II-① [p.41] 予算(実施)要求資料の作成	
	10-12月		実施要求ヒアリング(1月)	
	1-3月		事業評価の実施(2月) I-① [p.5] 水産庁長官への事業基本計画の承認申請 計画の承認	
事業実施の年度以降	4-6月	I-③ [p.39] 事業基本計画の変更※	地区別配分内示 II-② [p.42] 農林水産大臣への補助金交付申請	III-② [p.63] 発注関係事務 ・契約図書の作成 ・予定価格の作成 ・入札及び契約の方法の選択 ・契約相手方の決定 ・工事の監督・検査 ・工事中及び完成時の施工状況の確認・評価
	7-9月		補助金交付決定 II-③ [p.46] 水産庁への内示変更要望※ 交付決定変更申請※	
	10-12月		変更交付決定	
	1-3月		II-④ [p.48] 地方財務局等への繰越手続き※	
			予算繰越	
			III-③ [p.65] 実績報告と額の確定	
			III-④ [p.68] 漁港台帳の調製	

□: 国(農林水産大臣又は水産庁長官等)が対応する項目, (注)表中の※の手続きは必要な場合のみ実施。 4

2. 漁港漁場整備事業の実務の内容

I. 事業基本計画

I-①事業基本計画の作成と承認申請

より良い漁港漁場整備を推進するためには、日頃から漁業者等の要請を聞き取って、事業ニーズを把握し、漁港漁場整備の基本構想を固めておくことが重要である。

その上で、事業主体は、関係する漁業者の要望、波浪・高潮等の自然状況等を十分に把握し、「漁港計画の手引き」等を参考にしながら、①計画課題の整理、②計画目標の設定、③整備方針の決定、の順で事業基本計画の検討を進める。

国の助成を受けて漁港漁場整備事業（漁港関係事業メニュー早見表[p.7]を参照）を実施する場合には、事業主体は「水産物供給基盤整備等実施要領」等に基づいて、事業基本計画を作成し、水産庁長官に対し、その承認申請を行う。

水産庁長官は、事業主体等からの申請が承認の要件に該当し、事業を実施することが適当であるときには、事業基本計画を承認する。なお、特定漁港漁場整備事業計画（一つの事業の計画事業費が20億円以上等の一定の要件を満す計画。以下、特定計画と言う。）については、漁港漁場整備法施行規則に基づき、手続きを行う。

（事業基本計画の承認要件）

- 「水産物供給基盤整備事業等実施要領」（以下「実施要領」という。）第4の3「事業基本計画の承認」で以下のとおり定められている。
 - ア 「漁港漁場整備法」第6条の2に規定する「漁港漁場整備基本方針」に適合しているものであること。
 - イ 事業の実施体制及び費用の負担能力からみて、事業が確実に遂行できる十分な見通しがあるものであること。
 - ウ 事業実施後、施設の適正な管理及び運営が図られる見通しがあるものであること。
- 「水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について」（以下「実施要領の運用」という。）第2の2において、事業基本計画の承認等における要件として、都道府県は圏域総合水産基盤整備事業計画を事業主体と調整して作成し、届け出ることとなっている。

（事業基本計画の内容）

- 事業基本計画は、ア 地区名、イ 地区の概要、ウ 計画の基本方針、エ 計画内容、オ その他事業の実施に当たって参考となる事項を主な内容として定める。（実施要領第4）
- 事業基本計画は、実施要領の運用の[記載要領]を踏まえて作成する。
- 事業基本計画の提出は、原則、事業実施希望年度の前年度の3月末日までに提出する。（実施要領の運用第2）

（事業基本計画の申請）

- 事業の実施に当たって国の助成を受けようとする場合、都道府県知事は水産庁長官に対し、事業計画の承認申請を行う。（実施要領第4の3）
- 事業主体が市町村長又は水産業協同組合の長の場合は、都道府県知事へ提出し、都道府県知事から水産庁長官に申請する。（実施要領第4の3）

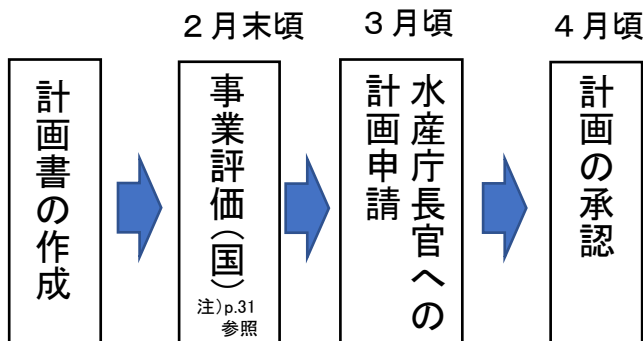
<関連する通知等>

- 「水産物供給基盤整備事業等実施要領」(令和5年3月31日付け4水港第2964号)
- 「水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について」(令和5年3月31日付け4水港第2966号)
(特定漁港漁場整備事業計画の場合)
- 「漁港漁場整備法施行規則」(昭和26年農林省令第47号)
- 「特定漁港漁場整備事業実施要領」(平成14年6月5日付け14水港第960号)

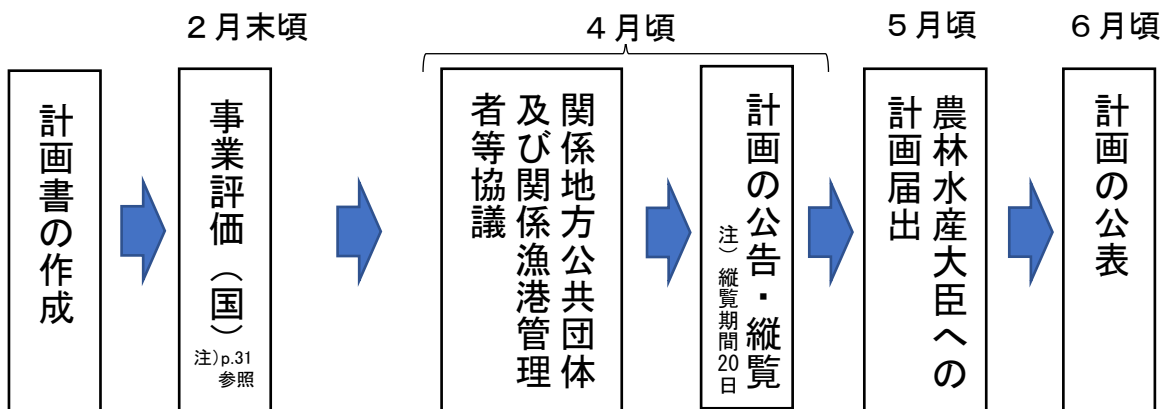
<参考資料>

- 漁港漁場関係事業事務必携 (令和4年度:公益社団法人全国漁港漁場協会)
- 漁港計画の参考図書(令和4年度:水産庁)
- 人工魚礁漁場造成計画指針(平成12年度:社団法人全国沿岸漁業振興開発協会)
- 増殖場造成指針(昭和58年度:(社)全国沿岸漁業振興開発協会)
- 増殖場造成計画指針[マダイ・イセエビ編](昭和63年度:(社)全国沿岸漁業振興開発協会)
- 増殖場造成計画指針[ヒラメ・アサリ編](平成8年度:(社)全国沿岸漁業振興開発協会)

事業基本計画(特定計画以外※¹)の計画承認までの流れ



(参考) 地方公共団体等の特定計画※²の策定・公表までの流れ

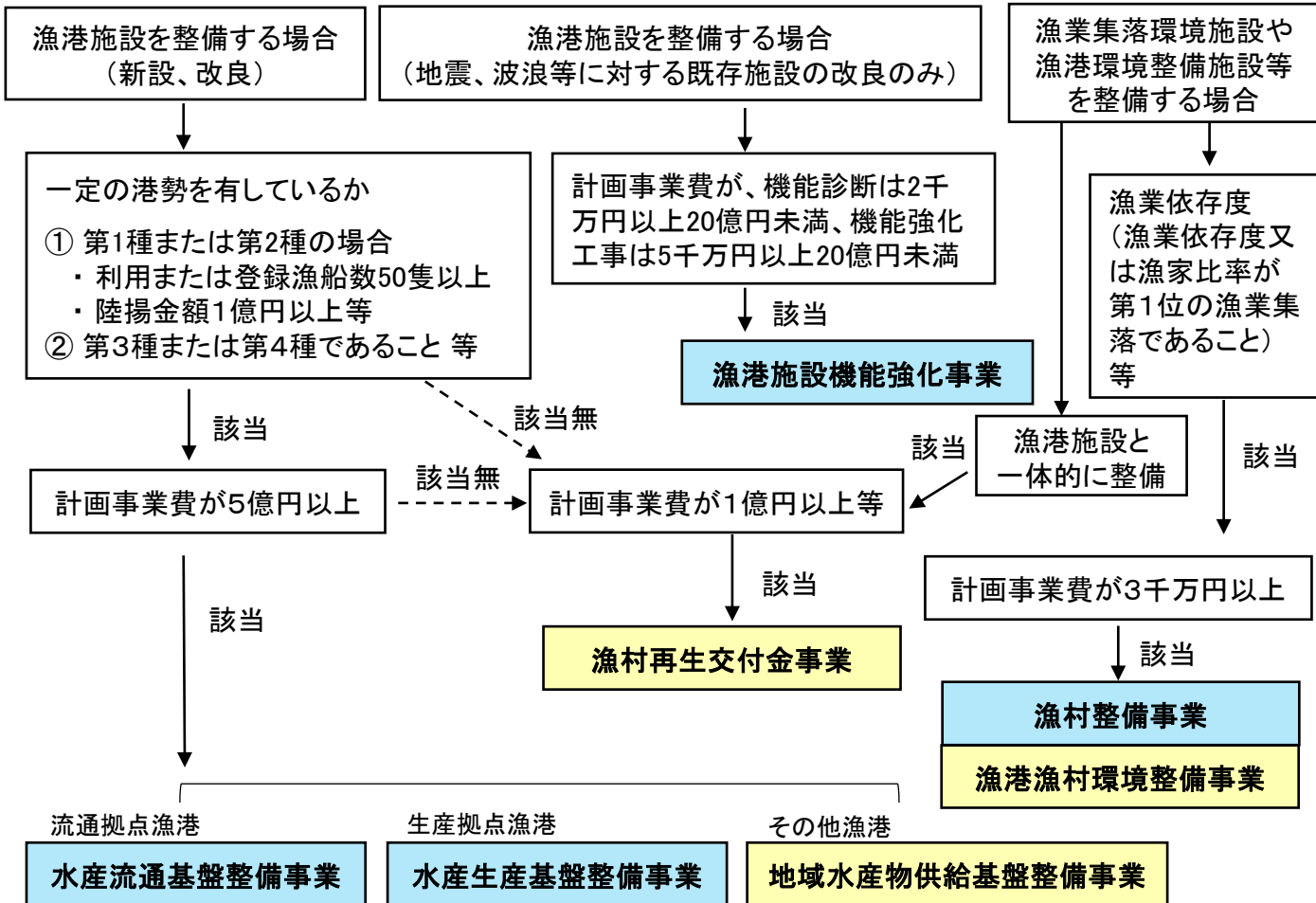


※¹ 特定計画以外の計画とは、一事業の計画事業費が20億円以下等の特定の要件を満たさない計画である。当該計画に基づく事業は地方財政法第16条に基づいて実施される予算補助事業となる。

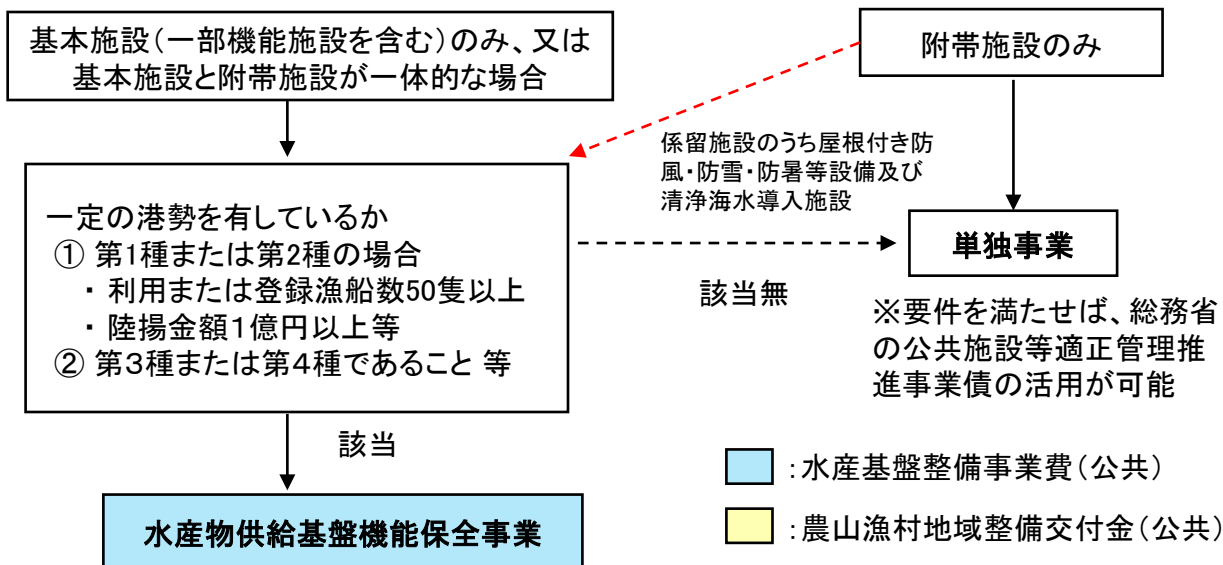
※² 特定計画とは、漁港漁場整備法施行規則第1条の2で定める「計画事業費が一事業につき20億円を超えるものであること。」等の要件を満たす計画である。当該計画に基づく事業は特定漁港漁場整備事業となり、漁港漁場整備法に基づいて実施される法律補助事業となる。

漁港関係事業メニュー早見表

【機能保全工事以外の場合】



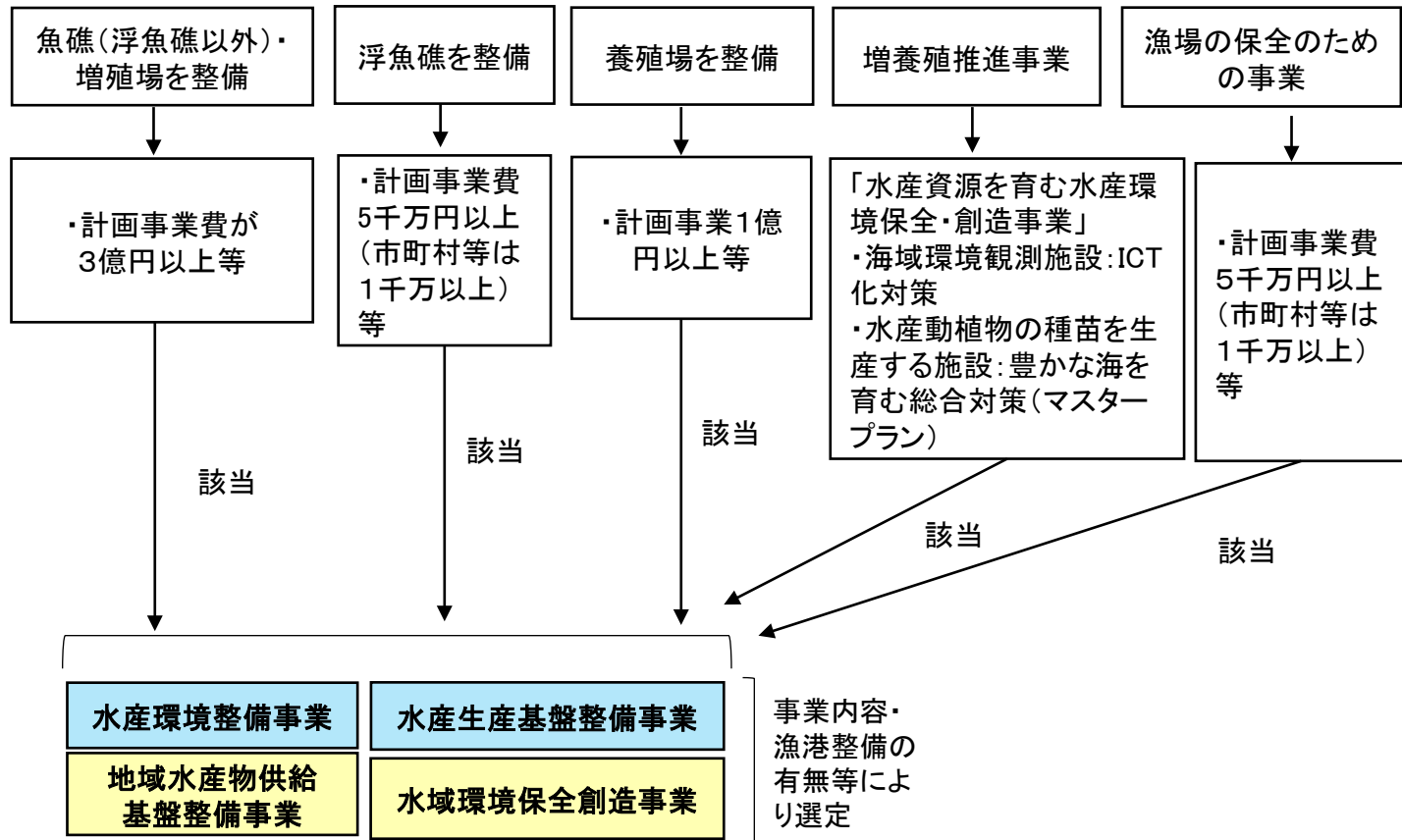
【機能保全工事の場合】



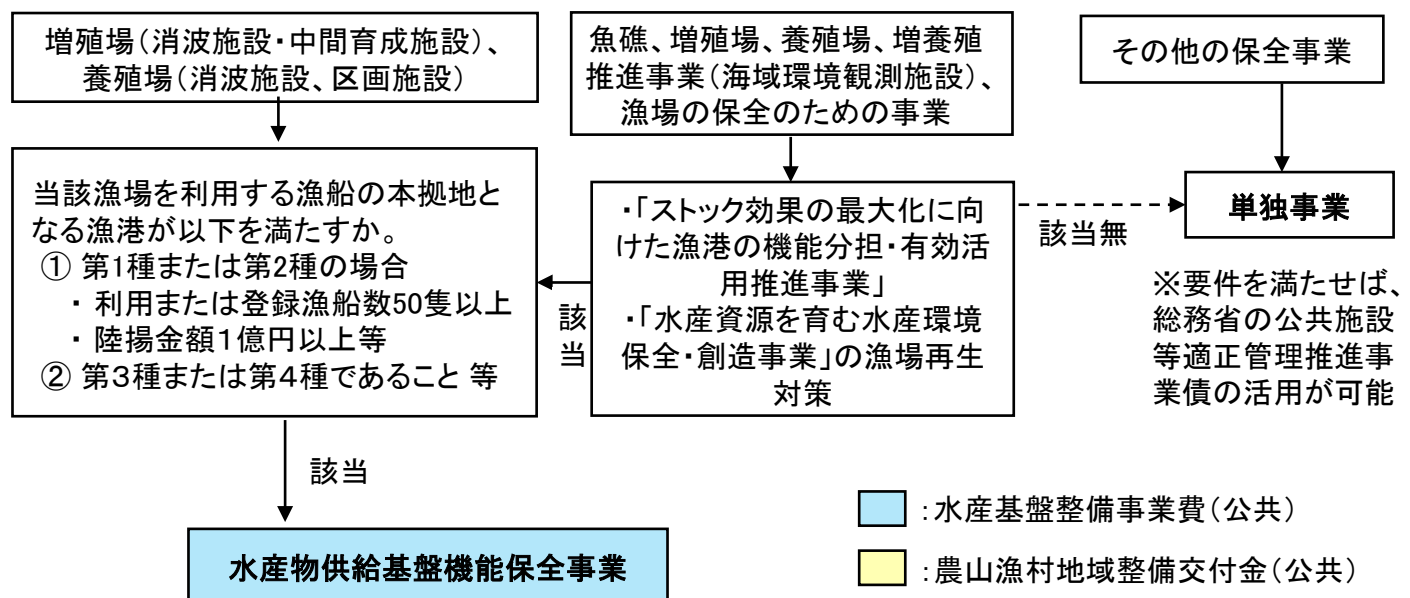
[注]上記の事業の他、計画事業費3億円未満1千万円以上の漁港施設等の新築、増築、改築、補修又は除却は、漁港機能増進事業(非公共)により実施可能。また、地域再生計画に基づく第1種漁港又は第2種漁港の整備は、港整備推進交付金で実施可能。

漁場関係事業メニュー早見表

【機能保全工事以外の場合】



【機能保全工事の場合】



[注]上記の事業の他、計画事業費3億円未満1千万円以上の漁港施設等の新築、増築、改築、補修又は除却は、漁港機能増進事業(非公共)により実施可能。また、地域再生計画に基づく第1種漁港又は第2種漁港の整備は、港整備推進交付金で実施可能。

第1号様式(第1条の3、第3条関係)

特定漁港漁場整備事業計画書

1 目的

目的	
	<p>(1) 地域の特徴</p> <p>●村は、●県●半島の西部に位置し、北から、●の7つの漁港を有し、漁業が基幹産業である。</p> <p>このため、県は令和元年策定の基本計画「●」への挑戦に、村は平成30年策定のアクションプラン「●」を実現するために、漁村の文化や観光などの資源を活用して地域に雇用を生み出し、漁村を守ることを掲げている。</p> <p>こうした中、●漁業協同組合は、村の中心部に位置し、定期船及び観光船の発着場や、村唯一の観光商業拠点施設及び水産物処理加工施設がある佐井漁港での本格的な海面魚類養殖への展開を目指し、村は、新たな漁業者の育成・定住を促進する「●事業」等に取り組んでいるほか、県・村・漁協が一丸となって、漁港内の増養殖場や近隣の藻場等を観光へ活用する取組の準備を進めており、漁港を高齢者や女性、新規就業者でも安全に働くことができる「なりわい」の場とするとともに、漁港に人を呼び込み「にぎわい」を創出することによる漁村の所得向上と活性化を目指している。</p> <p>(2) 水産業の沿革と現状</p> <p>●漁港では、古くからタラ、サメ、ヒラメなどの刺し網漁業やアワビ、コンブ、ワカメ等の採貝藻漁業が盛んで、近年は、ミズダコのかご漁業、ヒラメ・カレイなどの刺し網漁業、ワカメ養殖漁業、ウニなどの採貝漁業が盛んに行われている。</p> <p>こうした中、漁協は、県の海面漁業調整規則よりも強化した資源管理として、ナマコの操業期間をより短くし、採捕サイズの規則も加えて実施しているほか、独自の資源管理として、コンブやワカメなどには操業期間、ヒラメやマコガレイには採捕サイズと漁具の制限、ミズダコには個体重量制限と操業場所、休漁日の規則を定めるなど、積極的に資源管理の取組を実施しており、将来的には、これらの取組について、改正漁業法に基づく資源管理協定への移行も目指している。</p> <p>また、ヒラメ・カレイなどに活〆神経抜き技術を導入し、漁獲物の高付加価値化に取り組むとともに、関東や九州地方までの販路拡大による所得向上の取組を推進している。</p> <p>さらに、漁協は、令和元年度から本漁港でマツカワガレイとサーモンの陸上養殖試験を実施し、今後は海面での本格的な魚類養殖への展開を目指している。</p>

(3) 漁港漁場整備の沿革と役割

●漁港は、昭和26年に県管理の第1種漁港に指定され、その後、第4種漁港に変更された昭和37年の翌年から、第3次漁港整備計画での修築事業により本格的な整備が始まり、平成13年までの同事業での継続した整備によって、現在の港形としたものである。

本漁港が面する●にはマグロの好漁場が形成され、県内外の漁船が操業しているが、冬期間は特に強風などの影響を受ける漁船航行上の難所でもあることから、本漁港は、周辺を航行または操業する漁船の避難港としての役割を担っている。

また、本漁港は、村の中心部に位置し、岸壁の一部は、●市との間での人と物資輸送を担う定期船や、国の天然記念物に指定されている「●」への観光船の発着場となっているほか、村唯一の観光商業拠点施設「●」もあることから、地域の生活と経済の拠点としての役割も担っている。

さらに、村と漁協は、漁業経営の安定化を目指し、「●漁港を中心とした生業・賑わい創出推進協議会」を立ち上げ、近隣漁港に分散した陸揚げにより、量がまとまらず不揃いなサイズでの出荷による魚価の低迷や、出荷できずに自家消費してロスが発生している状態を解消させるため、令和3年度から、村の中心に位置し、観光拠点でもある●漁港に、近隣4漁港から陸揚げ機能を集約させることとしている。

加えて、漁協は、令和元年度から本漁港でマツカワガレイとサーモンの陸上養殖試験を実施し、今後は漁港の沖合や既設防波堤背後での本格的な海面魚類養殖を計画している。このように●漁港は、避難港、地域の生活と経済の拠点、陸揚・集出荷拠点、生産拠点としての多くの重要な役割を担っている。

(4) 当該事業計画の目的

① 水産業の競争力強化と輸出促進（生産コストの縮減対策）

荒天時において、主要な防波堤である北防波堤からの越波により、港内静穏度が確保されず、漁船や定期船、遊覧船を安全に係留することが出来ない状況となっている。

また、サケ等の回遊性魚種の近年の不漁から、漁業経営の安定を図るため、生産性の高い増養殖場の造成が求められている。

このため、港内静穏度の確保を目的とした防波堤と、海面魚類養殖に適した水域の確保を目的とした消波堤の機能を併せ持つ沖防波堤を整備するとともに、ウニ、ナマコ等の多様な水産資源の維持・増大を図るため、産卵や稚魚の育成の場となる増殖場（藻場）を整備し、漁業活動の安全性・効率性の向上及び漁業経営の安定を図る。

② 大規模自然災害に備えた対応力強化（防災・減災対策）

荒天時において、主要な防波堤である北防波堤からの越波により、港内静穏度が確保されず、安全に係留できる水域が限られていることから、近隣海域を操業中の

漁船の避難を断ることもあり、避難港としての役割を十分に果たせていない。

このため、北防波堤の沖側に沖防波堤を整備し、港内静穏度を向上させて避難船が安全に係留できる水域を創出することで、避難港としての役割を果たし、海難に発展する危険を回避する。

③ 漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出（就労環境改善対策）

陸揚げ機能を集約する荷さばき所前面の陸揚げ岸壁は、小型漁船にとっては天端高が高いことから、陸揚げ作業時の肉体的負担が大きい状況となっている。このため、－2.0m物揚場（浮棧橋）を整備し、作業労力の軽減を図る。

また、本漁港には防雪防暑施設が整備されていないことから、陸揚げ作業時の降雨や降雪、直射日光による水産物の品質低下や異物混入、作業環境の悪化等を招いている。このため、－3.0m岸壁（防雪防暑施設）を整備し、水産物の品質及び漁業活動の安全性・効率性の向上を図る。

さらに、現在、県・村・漁協は、一丸となって、漁港内の増養殖場や漁港近隣の藻場等を観光へ活用する取組の準備を進め、漁港に人を呼び込み「にぎわい」を創出することによる漁村の所得向上と活性化を目指しており、本事業で整備する漁港漁場施設は、これらの取組にもフル活用されるものである。

2 施行に係る区域及び工事に関する事項

(1) 区域に関する事項

イ 区域名

区域名	●●●地区
-----	-------

ロ 所在地等

都道府県名	●●●県	関係市町村	●●●村
地域指定	過疎、辺地、振興山村、農村促進、半島振興		
整備対象漁港名	●●●漁港	整備対象漁場名	●●●漁場

ハ 位置図

位置図	別紙参照
写真等	
	別紙参照

位置図

【県：地区特定漁港漁場整備事業(水産生産基盤整備事業)】

漁港位置図

凡例

-  令和2年度までに完成
-  当該事業計画
-  その他事業
(R2年度まで施工済)
-  その他事業
(R3年度以降の計画)

漁港航空写真

都道府県名 県 事業名 水産生産 地区名 地区 漁港名 漁港



令和元年10月 撮影

② 既設北防波堤からの越波状況



荒天時において、主要な防波堤である北防波堤からの越波により、港内静穏度が確保されず、漁船や定期船、遊覧船を安全に係留することが出来ない状況となっている。また、漁業経営の安定を図るため、魚類養殖に適した静穏な水域の確保が求められている。

令和2年3月 撮影

④ 既設北防波堤からの越波状況



荒天時において、主要な防波堤である北防波堤からの越波により、港内静穏度が確保されず、漁船や定期船、遊覧船を安全に係留することが出来ない状況となっている。また、漁業経営の安定を図るため、魚類養殖に適した静穏な水域の確保が求められている。

令和2年8月 撮影

当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

○圏域の県内での役割

■■■■魚港が属する■■■■圏域は、■■■■県の北部に位置し■■■■
■■■■の3町2村にある19魚港、1港湾の計20港
で構成している。

本圏域は、地域団体商標登録の■■■■産の「■■■■」や■■■■産の「■■■■鮫
鱈」、活〆神経抜き技術を取り入れた佐井産のヒラメ・カレイなどの高品質な水産
物を産地市場を有する流通拠点（■■■■港）をはじめ、本魚港などの各生産拠点で生
産し、県内外に出荷する役割を担っている。

○当魚港の圏域内での役割とそのための整備方針

■■■■魚港は、避難港及び地域の生活と経済の拠点であるほか、■■■■圏域におけ
る生産拠点魚港としての役割を担っている。

また、令和3年度からは、機能集約により近隣4魚港の陸揚・集出荷機能を有す
るほか、今後は本格的な海面魚類養殖の拠点としての役割も担っている。

このことから、避難港、地域の生活と経済の拠点、陸揚・集出荷拠点、養殖等の
生産拠点としての多くの重要な役割を果たすため、次の魚港魚場整備を行う。

施策別の方針は、次のとおりである。

(1) 水産業の競争力強化と輸出促進（生産コストの縮減対策）

① 現況、課題

荒天時において、主要な防波堤である北防波堤からの越波により、港内静穏度
が確保されず、漁船や定期船、遊覧船を安全に係留することが出来ない状況とな
っている。

また、サケ等の回遊性魚種の近年の不漁から、漁業経営の安定を図るため、生
産性の高い増養殖場の造成が求められている。

② 整備方針

港内静穏度の確保を目的とした防波堤と、海面魚類養殖に適した水域の確保を
目的とした消波堤の機能を併せ持つ沖防波堤を整備するとともに、ウニ、ナマコ
等の多様な水産資源の維持・増大を図るため、産卵や稚魚の育成の場となる増殖
場（藻場）を整備し、漁業活動の安全性・効率性の向上及び漁業経営の安定を図
る。

(2) 大規模自然災害に備えた対応力強化（防災・減災対策）

① 現況、課題

荒天時において、主要な防波堤である北防波堤からの越波により、港内静穏度
が確保されず、安全に係留できる水域が限られていることから、近隣海域を操業

中の漁船の避難を断ることもあり、避難港としての役割を十分に果たせていない。

② 整備方針

北防波堤の沖側に沖防波堤を整備し、港内静穏度を向上させ避難船が安全に係留できる水域を創出することで、避難港としての役割を果たし、海難に発展する危険性を回避する。

(3) 漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出（就労環境改善対策）

① 現況、課題

陸揚げ機能を集約する荷さばき所前面の陸揚げ岸壁は、小型漁船にとっては天端高が高いことから、陸揚げ作業時の肉体的負担が大きい状況となっている。

また、本漁港には防雪防暑施設が整備されていないことから、陸揚げ作業時の降雨や降雪、直射日光による水産物の品質低下や異物混入、作業環境の悪化等を招いている。

② 整備方針

－ 2.0 m物揚場（浮棧橋）を整備することで、陸揚げ時の岸壁と小型漁船の高低差を解消し、陸揚げ作業の労力の軽減を図る。

また、－ 3.0 m岸壁（防雪防暑施設）を整備することで、陸揚げ作業時における降雨や降雪、直射日光の影響を回避し、水産物の品質及び漁業活動の安全性・効率性の向上を図る。

木 整備対象漁港及び整備対象漁場の現況及び将来見通し

(現況) (平成30年12月現在)

整備対象 漁港名 ●●●● (第4種)	属地陸揚量 37トン	属地陸揚金額 28百万円	属人漁獲量 37トン
	登録漁船隻数 72隻	利用漁船隻数 73隻	漁船以外利用船舶隻数 7隻
	主な漁業種類 かご、刺し網、ワカメ養殖、 採貝漁業	主な魚種 タコ、ヒラメ・カレイ、ワカメ、 ウニ	
整備対象 漁場全体 ●●●● 漁場	受益戸数 117戸	登録漁船隻数 ●●●● 漁港名又は港湾名: ●●●●	登録漁船隻数 ●●●● 総数 ●●●●隻

(将来見通し)

(目標年: 令和9年)

整備対象 漁港名 ●●●● (第4種)	属地陸揚量 277トン	属地陸揚金額 188百万円	
	登録漁船隻数 67隻	利用漁船隻数 173隻	漁船以外利用船舶隻数 7隻
整備対象 漁場全体 ●●●● 漁場	受益戸数 110戸	登録漁船隻数 ●●●● 漁港名又は港湾名: ●●●●	登録漁船隻数 ●●●● 総数 ●●●●隻

将来見通しの考え方

<共通項(登録漁船以外)>
将来見通しの値は、近隣4漁港から●●●●漁港への陸揚・集出荷機能の集約を踏まえ、陸揚量及び金額は5漁港、利用漁船は●●●●漁港に直接陸揚げする3漁港の合計とした。
<登録、利用漁船隻数>
近年の漁船の減少傾向に配慮するため、直近10カ年の港勢調査をもとに、各漁船の階層ごとに対数回帰分析を行い、目標年の漁船隻数を推定した。
<漁船以外利用船舶隻数>
近年の船舶の利用状況隻数が横ばいで推移していることから、今後も横ばいで推移するものと推定し、現況の隻数と同数とした。
<属地陸揚量>
過去5ヶ年の港勢調査の平均値とした。
<属地陸揚金額>
上記陸揚量に過去3ヶ年の港勢調査の平均陸揚単価を乗じて推定した。
<受益者戸数、登録漁船隻数(漁場分)>
近年の漁船の減少傾向に配慮するため、直近10カ年の港勢調査をもとに、漁業経営体数及び各漁船の階層ごとに対数回帰分析を行い、目標年の値を推定した。

工事にに関する事項

イ 主要施設の種類の種類、規模及び配置等
(漁港施設)

都道府県名 ●●●● 県	整備対象漁港名 ●●●● 漁港	漁港種類 第4種	所管 本土	事業主体名 ●●●● 県	漁港管理者名 ●●●● 県
計画施設	計画工事種目		単位	計画数量	備考
外郭施設	沖防波堤		m	350	①新設
係留施設	-2.0m 物揚場		m	60	②新設 (浮桟橋)
		-3.0m 岸壁	m	70	③改良 (防雪防暑施設) S444築造

(漁場の施設等)

都道府県名 青森県	整備対象 漁場名 ●●●● 漁場	所管 本土	事業主体名 ●●●● 県	関係 市町村名 ●●●● 村	対象生物 ヤリイカ、アイナメ、 ソイ・メバル類、 アワビ、ナマコ、 サザエ、ウニ
計画施設	計画工事種目	単位	計画数量		備考
漁場施設	増殖場	ha	1	④新設(藻場)	

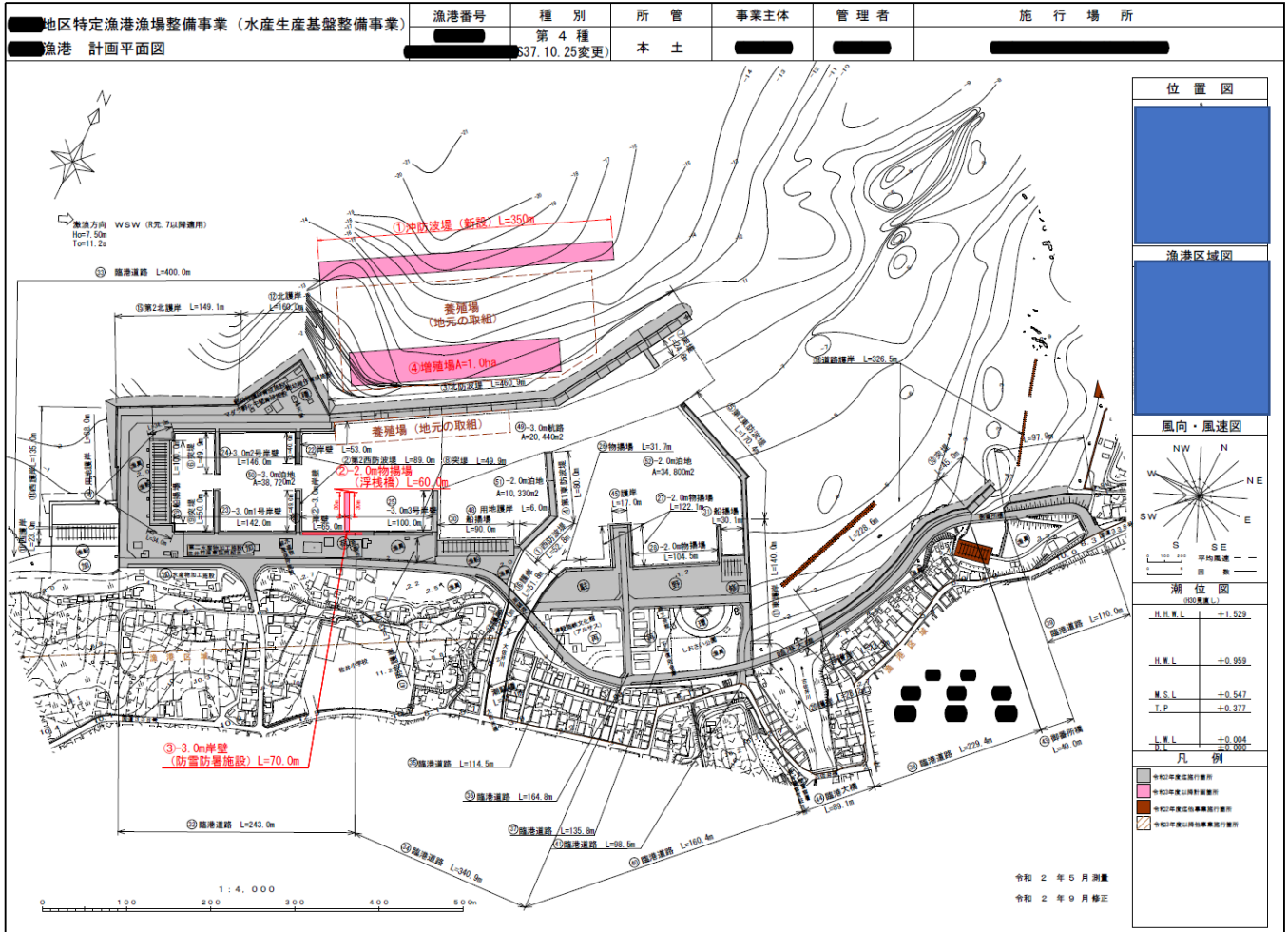
ロ 工事の着手及び完了の予定時期

着手(予定)年度	令和3年度	完了予定年度	令和7年度
----------	-------	--------	-------

ハ 計画平面図

計画平面図

別紙参照



3 事業費に関する事項

計画事業費	4,800 (百万円)
-------	-------------

4 効果に関する事項

1. 主要な水産施策別の事業効果

- (1) 水産業の競争力強化と輸出促進（生産コストの縮減対策）
 沖防波堤の整備により、北防波堤からの越波がなくなること、港内の静穏度が向上し、漁船や定期船、遊覧船を安全に係留することが出来るほか、沖防波堤及び北防波堤の背後に静穏な水域が創出されることで、海面魚類養殖が可能となる。
 また、沖防波堤の背後に増殖場（藻場）を整備することにより、産卵や稚魚の育成の場が創出されるほか、ウニ、ナマコ等の多様な水産資源の維持・増大が図られる。
- (2) 大規模自然災害に備えた対応力強化（防災・減災対策）
 沖防波堤の整備により、北防波堤からの越波がなくなること、港内の静穏度が向上し、近隣海域を操業中の漁船が安全に避難係留することが出来るようになり、海難に発展する危険が回避される。
- (3) 漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出（就労環境改善対策）
 - 2.0m物揚場（浮棧橋）の整備により、陸揚げ時の岸壁と小型漁船の高低差を解消し、陸揚げ作業の労力の軽減が図られる。
 また、-3.0m岸壁（防雪防雪施設）を整備により、陸揚げ作業時における降雨や降雪、直射日光の影響を回避でき、水産物の品質及び漁業活動の安全性・効率性の向上が図られる。
 さらに、本事業で整備する漁港漁場施設は、県・村・漁協が一丸となって準備を進めている、漁港内の増養殖場や漁港近隣の藻場等を観光へ活用する取組にもフル活用できる。

また、持続可能な水産物の生産体制の構築に向け、●●地区資源管理計画など水産資源管理の取組との連携を図るほか、施工時にCO2排出の少ない工法を採用するなど環境負荷低減を図る。

5 環境との調和に関する事項

環境との調和に関する事項

●●漁港が所在する●●村は、地域の資源の保護等を目的として「日本で最も美しい村」連合に加盟しているほか、国の天然記念物の指定を受けた「仏ヶ浦」などの豊かな自然景観を有していることから、事業の施行に際しては、下記に配慮する。

- (1) 自然環境の保全に係る配慮
 - ・ 各施設の整備にあたっては、環境に配慮して施設設置及び構造、施工方法を検討し、環境共生型ブロックや環境配慮型コンクリートなどの活用を検討して、地域の環境や海域の生態系に配慮する。
 - ・ 工事の施工に先立ち、必要に応じて、水生生物の生息状況を確保する。
- (2) 大気汚染及び水環境等の生活環境の保全に係る配慮
 - ・ 施工方法の検討にあたっては、騒音や振動が発生する工法をできるだけ避ける。
- (3) 資源循環や廃棄物の適正処理に係る配慮
 - ・ 工事の施工に伴って発生が見込まれる廃棄物の性状を踏まえ、発生抑制、減量化、再利用及び再生利用などに務める。
 - ・ 工事に伴って発生する廃棄物の処理に必要な費用負担を計上し、廃棄物の適正処理の確保に努める。

6 他の水産業に関する施設との関係に関する事項

施設名	施設規模・内容	本事業との関係	備考
水産物荷さばき所	1棟 木造平屋建て 317.99m ²	本漁港及び近隣4漁港所屬の利用漁船が漁獲した水産物の陸揚げ、集荷、出荷時に使用する施設	●●漁業協同組合 設置：昭和63年
水産物鮮度保持施設(製氷・貯水庫)	1棟 製氷5t/日 貯水140t	本漁港及び近隣4漁港所屬の利用漁船等が漁獲した水産物の陸揚げ、集荷、出荷時に使用する水の製造、保管施設	●●漁業協同組合 設置：昭和56年
水産物処理加工施設	1棟 鉄骨造4階建て 3,690.9m ²	本漁港及び近隣4漁港所屬の利用漁船等が漁獲した水産物の加工に使用する施設	●●漁業協同組合 設置：平成6年

2. 地域に与える影響

県は令和元年策定の基本計画に、村は平成30年策定のアクションプランに、漁村の文化や観光などの資源を活用して地域に雇用を生み出し、漁村を守ることを掲げている。

本事業の整備により、村の中心に位置する●●漁港は、高齢者や女性、新規就業者でも安全に働くことができるマツカワガレイやサーモンの魚類養殖場などの「なりわい」の場となるとともに、地元が新たな体験型観光資源としてフル活用することで、漁港への来訪者が増えて漁村に「にぎわい」が創出され、漁村の所得向上と活性化が図られる。

3. 費用対効果分析結果

社会的割引率	4.00%	投資期間	令和3年～令和7年
現在価値化の基準年度	令和2年	施設の耐用年数	50年(漁港施設) 30年(漁場施設)

貨幣化による分析結果

貨幣化した効果項目	○水産物の生産性向上 ・水産物生産コストの削減効果 ・漁獲機会の増大効果 ・漁獲可能資源の維持・培養効果 ○漁業就業環境の向上 ・漁業就業者の労働環境改善効果 ○地域産業の活性化 ・漁業外産業への効果 ○非常時・緊急時の対処 ・避難・救助・災害対策効果 ○自然保全、文化の継承 ・自然環境保全・修復効果	5,893百万円
総便益額B		5,893百万円
総費用額C		3,860百万円
費用便益比率(B/C)		1.53
参考	純現在価値：(B-C)	2,033百万円
	内部収益率：(IRR)	5.87%

4. 事業の定量的・定性的効果(貨幣化が困難な効果)

地元が漁港内の増養殖場や藻場を活用した漁業体験ツアーを実施することで、漁村の核となる漁港への来訪者による「にぎわい」が創出され、漁村の活性化が図られる。

特定漁港漁場整備事業計画書

1 目的

目的

(1) 地域の特徴

当該地区は、**〇〇**県の太平洋側に位置する。陸では北部に森林地帯が広がり、南部は平野が開かれている。夏は短く冬の寒さが厳しい冷涼型で、冬には西風、夏には東風が卓越する。

本県と北海道に挟まれた**〇〇**からの**〇〇**、北からの寒流である親潮、南からの暖流である黒潮がぶつかり合い、こうした海流に乗って多種多様な魚介類が往来している。この恩恵を受けて、スルメイカを対象としたいか釣り漁業や、サケ等を対象とした定置漁業、タラ等を対象とした刺し網・はえ縄漁業等の多様な沿岸漁業が営まれており、当該地区の直近5カ年の沿岸漁業総漁獲量は**〇〇**県全体の約40%を占め、当県水産業において極めて重要な地区である。

(2) 水産業の沿革と現状

当該地区では、複雑な海流に乗って往来する多種多様な魚介類の恩恵を受けて、スルメイカを対象としたイカ釣り漁業、サケ等を対象とした定置網漁業、タラを対象とした刺し網・はえ縄漁業など多様な漁業が営まれ、水産業が地域の基幹産業となっている。

当該地区の漁業生産は、スルメイカ、サケ等の回遊性魚種に大きく依存しているが、これらの回遊性魚種の漁獲量は低迷の一途をたどり、特にスルメイカについては、記録的な不漁に見舞われており、漁業経営の厳しさが一層増している状況にある。

(3) 漁港漁場の沿革と役割

当該地区では、昭和30年代から市町村や漁業協同組合による共同漁業権の区域内における魚礁漁場の整備と、県による共同漁業権の区域外における大型魚礁漁場の整備が行われてきた。また、昭和50年代からは磯根資源等を対象とした増殖場の整備が行われてきた。

整備された魚礁漁場は、ヒラメ、カレイ類、ウスメバル等の重要な漁場として沿岸漁業者に利用されており、また、増殖場は、魚介類の産卵場や幼稚魚の育成場、アワビ等磯根資源の生息場となっているなど、地域の漁業生産にとって重要な役割を果たしている。

(4) 当事業計画の目的

スルメイカ、サケ等の漁獲量の低迷が続き、特に近年のスルメイカ漁獲量の減少傾向が著しく、漁業経営の厳しさが一層増している**〇〇**においては、水産生物の資源増大に向けた漁場の整備による漁業経営の安定・向上を図ることが急務である。

このため、「**〇〇**水産環境整備マスタープラン」に基づき、増殖場として、沿岸域においては、アイナメ、ヤリイカの産卵場や、アイナメ、ソイ・メバル類の稚魚の育成場となる「藻場」を、浅海域では、同じくヤリイカの産卵場や、アイナメ、ソイ・メバル類の幼魚の育成の場となる「幼魚育成場」を、また、沖合域には魚礁を敷設し、アイナメ、ソイ・メバル類の成魚の生息場となる「魚礁漁場」を一体的かつ広域的に整備することで、良好な生息環境空間を創出し、水産生物の資源増大による漁業経営の安定・向上を目指す。

2 施行に係る区域及び工事に関する事項

(1) 区域に関する事項

イ 区域名

区域名	●
-----	---

ロ 所在地等

都道府県名	●	関係市町村名	●
地域指定	過疎、辺地、振興山村、農村工業、半島、都市計画		
整備対象漁港名	—	整備対象漁場名 (関係漁港名等)	● ● ● ● ●

ハ 位置図

位置図	別紙参照
写真等	—

ニ 当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

●では、回遊性魚種であるスルメイカ、サケ等の漁獲量の低迷が続いているため、アイナメ、ソイ・メバル類、ヤリイカ等の生活史に対応した増殖場と魚礁漁場を一体的かつ広域的に整備し、水産資源の増大に向けた漁場の整備による漁業経営の安定・向上を図る。

(1) 水産物の安定供給
①現況と課題
●地区では、スルメイカを対象としたいか釣り漁業、サケ等を対象とした小型定置漁業、

タラを対象とした刺し網・はえ縄漁業などの多様な漁業が営まれているが、近年、これら魚種の漁獲量の低迷が続く、特にスルメイカ漁獲量の減少傾向が著しく、漁業経営の厳しさが一層増していることから、比較的資源量の安定しているアイナメ、ソイ・メバル類、ヤリイカ等の資源の維持・増大に向けた漁場の整備による漁業経営の安定・向上が必要となっている。

②整備方針

本計画の対象種であるアイナメは、沿岸域の藻場や岩礁に産卵し、産まれた稚魚が初期生活を送る。また、ソイ・メバル類は沿岸域の藻場に稚魚が着底し初期生活を送る。さらに、ヤリイカは、浅海域の岩棚等に産卵し、産まれた稚イカが初期生活を送る。そして、これらの稚魚や稚イカは、成長に伴って浅海域から沖合域へと移動、分布していく。

本計画では、このような対象魚種の生活史を踏まえた「XXXXXXXXXX水産環境整備マスタープラン」に基づき、水産生物の生活史に対応した生息環境空間を創出するため、増殖場として、沿岸域においては、アイナメ、ヤリイカの産卵場や、アイナメ、ソイ・メバル類の稚魚の育成場となる「藻場」を、浅海域では、同じくヤリイカの産卵場や、アイナメ、ソイ・メバル類の幼魚の育成の場となる「幼魚育成場」を、また、沖合域には魚礁を敷設し、アイナメ、ソイ・メバル類の成魚の生息場となる「魚礁漁場」を一体的かつ広域的に整備することで、良好な生息環境空間を創出し、水産生物の資源増大による漁業経営の安定・向上を目指す。

追記

また、藻場整備にあたっては、●●地区の藻場の保全活動を実施している「●●の藻場を守る会」の取組と連携し、着実な効果発現を図る。

ホ 整備対象漁港及び整備対象漁場の現況及び将来見通し

(現況)

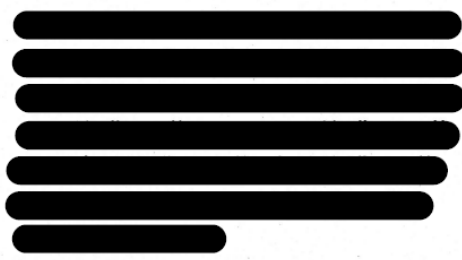
(平成 30 年 12 月現在)

整備対象 漁港名	属地陸揚量	— トン	属地陸揚金額	— 百万円	属人漁獲量	— トン
	登録漁船隻数	— 隻	利用漁船隻数	— 隻	漁船以外利用船舶隻数	— 隻
	主な漁業種類			主な魚種		
整備対象 漁場全体	受益戸数	1,105 戸	登録漁船隻数	1,533 隻	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="background-color: black; height: 15px; width: 100%;"></div> <div style="background-color: black; height: 15px; width: 100%;"></div> <div style="background-color: black; height: 15px; width: 100%;"></div> <div style="background-color: black; height: 15px; width: 100%;"></div> <div style="background-color: black; height: 15px; width: 100%;"></div> <div style="background-color: black; height: 15px; width: 100%;"></div> <div style="background-color: black; height: 15px; width: 100%;"></div> </div>	

(将来見通し)

(目標年：令和 11 年)

整備対象 漁港名	属地陸揚量	— トン	属地陸揚金額	— 百万円	
	登録漁船隻数	— 隻	利用漁船隻数	— 隻	漁船以外利用船舶隻数 — 隻

整備対象 漁場全体	受益戸数	973 戸	登録漁船隻数	1,316 隻
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  </div>			
将来見通し の考え方	<p><受益戸数> 平成 21 年から平成 30 年までの港勢データをもとに、受益戸数の対数回帰分析を行い、目標年の受益戸数を推定した。</p> <p><登録漁船数> 平成 21 年から平成 30 年までの港勢データをもとに、登録漁船数の対数回帰分析を行い、目標年の漁船数を推定した。</p>			

(2) 工事に関する事項

イ 主要施設の種類、規模及び配置等
(漁場の施設等)

都道府県名	整備対象漁場名	所管	事業主体名	関係市町村名	対象生物
		本土			アイナメ、ソイ・メバル類、ヤリイカ、ウスメバル、ヒラメ、カレイ類、アワビ、ウニ
計画施設等	計画工事種目		単位	計画数量	備考
増殖場	着定基質工		ha	12.0	漁場計画平面図①
魚礁	魚礁工		空m ³	30,000	漁場計画平面図①

都道府県名	整備対象漁場名	所管	事業主体名	関係市町村名	対象生物
		本土			アイナメ、ソイ・メバル類、ヤリイカ、ウスメバル、ヒラメ、カレイ類、アワビ、ウニ
計画施設等	計画工事種目		単位	計画数量	備考
増殖場	着定基質工		ha	9.0	漁場計画平面図②
魚礁	魚礁工		空m ³	30,000	漁場計画平面図②

着手予定年度	令和3年度	完了予定年度	令和10年度
--------	-------	--------	--------

ハ 計画平面図

計画平面図	別紙参照
-------	------

3 事業費に関する事項

計画事業費	4,700百万円
-------	----------

4 効果に関する事項

1. 主要な水産施策別の事業効果	<p>(1) 水産物の安定供給 増殖場と魚礁漁場を一体的かつ広域的に整備することにより、水産物の生活史に対応した生息環境空間を創出し、水産物の資源増大による漁業経営の安定・向上と水産物の安定供給に資する。 具体的には、アイナメ、ヤリイカの産卵場や、アイナメ、ソイ・メバル類の稚魚の育成場となる沿岸域の「藻場」をはじめ、同じくヤリイカの産卵場や、アイナメ、ソイ・メバル類の幼魚の育成の場となる浅海域の「育成場」、アイナメ、ソイ・メバル類の成魚の生息場となる沖合域の「魚礁漁場」を一体的かつ広域的に整備することで、水産物の増産効果が発現し、漁獲量が安定・向上する。</p>		
2. 地域に与える影響	<p>水産物の安定供給を確立することで次の影響が見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出のための加工や流通業者等による経済効果 ・ 地元水産物を扱う観光産業等への波及効果 ・ 地元水産物を使用した産直販売等による地域の活性化 		
3. 費用対効果分析結果			
社会的割引率	4.0%	投資期間	令和3年～10年
現在価値化の基準年度	令和2年	施設の耐用年数	30年

貨幣化による分析結果

貨幣化した 効果項目	<ul style="list-style-type: none"> ○水産物の生産性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・漁獲可能資源の維持・培養効果 ○地域産業の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・漁業外産業への効果 ○自然保全・文化の継承 <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全・修復効果
総便益額 B	4,379 百万円
総費用額 C	3,607 百万円
費用便益比率(B/C)	1.21
参 考	純現在価値：(B-C) 772 百万円
	内部収益率：(IRR) 6.51%

4. 事業の定量的・定性的効果(貨幣化が困難な効果)

- ・二酸化炭素の固定能力による大気保全効果
- ・水産物の輸出による経済効果

5 環境との調和に関する事項

環境との調和に関する事項

藻場などの増殖場や魚礁漁場を一体的かつ広域的に整備し、水産資源の生産の場の保全・創造に加え、水質浄化などの自然環境の保全を促進し、生態系全体の生産力の底上げを図る。

追記

また、持続可能な水産物の生産体制の構築に向け、●●地区資源管理計画など水産資源管理の取組との連携を図るほか、施工時にCO2排出の少ない工法を採用するなど環境負荷低減を図る。

6 他の水産業に関する施設との関係に関する事項

特になし。

位置図

◆: 増殖場
●: 魚礁

<様式一 (特定) 計画平面図①>

事業名	水産環境整備事業		地区名	[REDACTED]	
整備対象漁場名	所管	事業主体名	関係市町村名		施工場所
[REDACTED]	本土	[REDACTED]	[REDACTED]		[REDACTED]地先 他
位置図					位置図
					凡例
					◆ 事業計画箇所(増殖場)
					● 事業計画箇所(魚礁)
					● 漁港

(別記様式第2-1号)

水産物供給基盤機能保全事業基本計画書
(保全工事の実施)

- 1 地区名
 〇〇地区
- 2 位置図等

都道府県名	〇〇県	漁港管理者名	〇〇市	事業主体名	〇〇市	所管名	離島
対象漁港名 (所在地)	〇〇漁港(〇〇県〇〇市〇〇)						
位置図	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 25px; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 40px 0;"> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">漁港位置図</p> </div>						

3 計画内容

計画期間	令和3年度～令和8年度	計画事業費	47百万円
計画概要	保全工事の実施		
<p>機能保全計画に基づく日常点検、定期点検について、UAVを活用した計測を行っており、工事の実施に必要な測量調査についても、新技術を活用する予定。</p> <p>本事業では、将来要求性能を下回る施設についても、5年間の期間で計画的に実施することにより予算の平準化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北防波堤 L=0m 本土工腹付け＋上部工の打換え（嵩上げを含む） 本土工、上部工において、老朽化が発生しており、将来要求性能を下回るおそれがある。また、近年越波が頻発しており、静穏度が悪化していることから、保全工事と合わせて、耐波性能を向上させる工事を行う。 ・南護岸 L=0m 裏埋工（吸出し防止含む）＋エプロン打換え エプロンにおいて、裏埋土の流失に伴う著しい沈下、陥没が見られ、要求性能を下回る可能性があることから、吸出し防止対策と合わせて、エプロン打換えを行う。 ・-2.0m物揚場 L=0m 鋼矢板 被覆防食＋電気防食 鋼矢板において、発錆、腐食が見られ、将来要求性能を下回るおそれがあることから、防食工を行う。 			
工事実施の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ①〇〇漁港において、外郭施設、係留施設の保全工事を実施することにより、安全安心な漁業活動の確保を図ることができる。 ②保全工事と合わせて、耐波性能を向上させる工事を一体的に実施することにより、分割して実施するよりも50年間のLCC縮減が図られる。 ③機能保全計画、点検記録については、電子化済みであり、今後、国、県の動向を見ながら、漁港台帳の電子化を図っていく。 		
工事実施に向けた体制	<ul style="list-style-type: none"> ①〇〇市の財政状況は、令和〇年度決算において収支が均衡しており、財政的な基礎が整いつつある状況である。漁港施設の長寿命化、LCCの縮減を図る本事業の実施は、予算の平準化の観点からも有効と考えており、財政状況及び負担能力からも問題はない。 ②地元漁業協同組合や漁業関係者も水産業の振興、地域振興に欠かせない〇〇漁港の機能保全を要望しており、工事の実施に対する協力体制が整っている。 		

4 対象魚港一覧

〇〇漁港（漁港番号 ）

（平成30年港勢調査）

漁港種類	第1種	所管	離島	漁港所在地	〇〇市〇〇
地域指定	離島地域、過疎地域				
属地陸揚量	140 トン	属人陸揚量	140 トン	属地陸揚金額	87百万円
登録漁船数	44 隻	利用漁船数	56隻	利用遊漁船等	-隻
採択要件	a利用漁船の実隻数が50隻程度以上				
主要な漁業種類	小型底びき網、敷網、刺網、定置網				
主な魚類	かたくちいわし、かれい、いかなご、つぶ、ほっきがい、かざみ類				
地区の特徴	<p>本地区は、本土の〇〇港から南方〇kmの〇〇諸島にある〇〇島北岸に位置し、〇〇島唯一の〇〇漁港を有している。</p> <p>〇〇漁港は、第〇次漁港整備計画における改修事業により、外郭施設、係留施設の充実が図られ、古くからおこなわれてきた小型底引き網、定置網漁の効率化、軽労化が図られている。</p> <p>近年では、「〇〇地区浜の活力再生プラン」に基づき、漁村交流人口の増加に向けた施設の整備や高付加価値化が進められている。</p>				
水産基盤の役割	<p>〇〇漁港は、〇〇島における小型底引き網、定置網漁の生産拠点としての役割とともに、〇〇島唯一の玄関口として定期船の発着場としての役割も有している。</p> <p>本漁港の長寿命化を図りつつ更新コストを縮減していくことは、地域の持続、発展のためにも重要である。</p>				

5 漁港施設及び漁場の施設一覧

種類	名称	規模（延長等）	健全度の評価時期	健全度の評価結果	工事実施又は機能保全計画見直しの実施の対象施設	実施時期
外郭施設	北防波堤	L=〇m	R2.9	B	○	R5~R8
外郭施設	南護岸	L=〇m	R2.11	A D	●	R3~R4
係留施設	-2.0m物揚場	L=〇m	R2.9	B	○	R4~R6
係留施設	-1.5m物揚場	L=〇m	R2.8	C		
係留施設	-1.0m物揚場	L=〇m	R2.8	C		
水域施設	泊地	A=〇m ²	R2.7	D		

6 機能保全計画の概要

別記様式第15号のとおり

7 漁港施設の管理状況

日常の管理については、担当職員が目視により状況の把握を行っている。目視による変状の有無を確認し、変状があった箇所については簡易調査（重点項目）により変状の規模の把握を行い、前回調査から5年経過後、台風通過後、地震（震度5以上）発生後には、簡易調査（簡易項目）をチェックシートに基づき調査を行うものとする。また、日々の管理により、施設としての機能が低下している場合は、単独費において補修を行い、機能の保持を図っている

8 計画平面図

別紙のとおり

9 写真

別紙のとおり

10 漁港の機能分担・有効活用推進事業基本計画（第1の3の（1）のウの事業を行う場合）

11 機能保全計画の見直しを行う場合に当たっては、新技術の導入等により、確実にライフサイクルコストの低減が図られることを示す資料

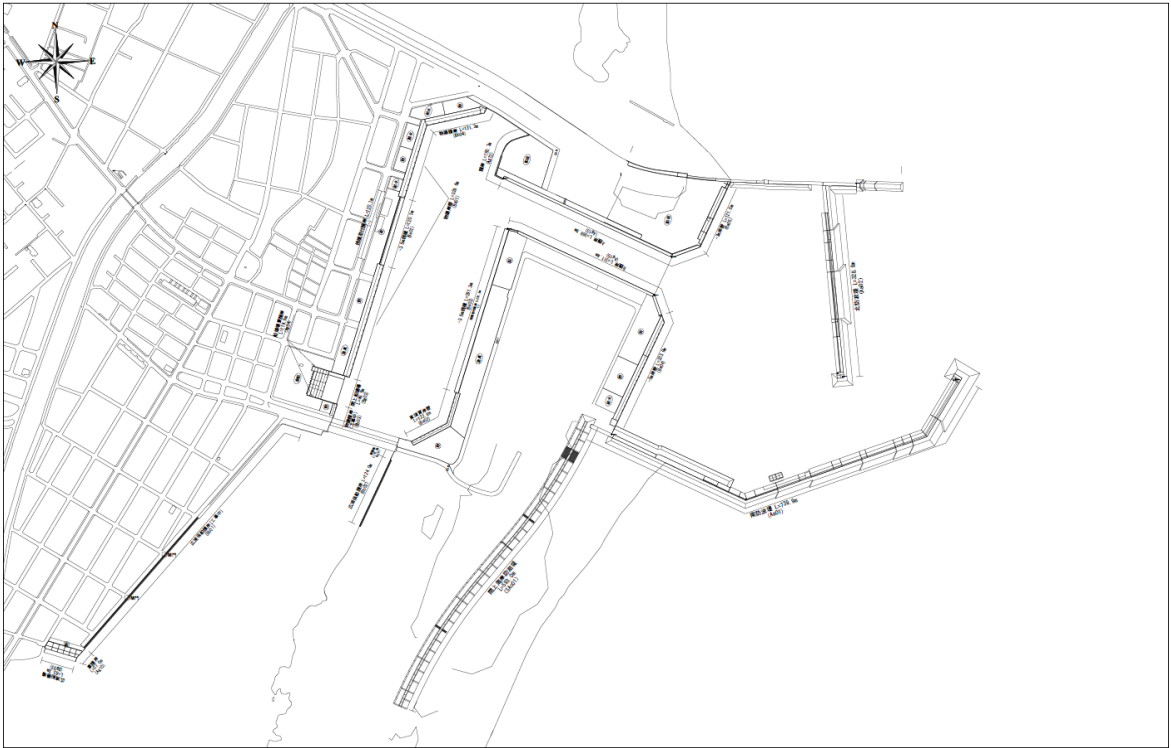
【別記様式第15号】

機能保全計画の概要

三井楽漁港（漁港番号 4524020）

種類	名称	事業実施理由	機能診断結果の概要		対策工法	対策時期
浮桟橋	134 浮桟橋	浮桟橋の保留桟の杭頭部の鋼材に腐食が確認され、現時点では機能を保持しているが、腐食の進行を放置した場合、今後の供用期間を満足しないことが推測される。また、ポンツーン外部においても、塗装部分に欠損が確認され、今後施設の機能が低下することが予測されることから、対策工事を実施する必要がある。	134 浮桟橋 浮桟橋は、浮体の建設が平成8年であり建設から24年が経過している。 診断の結果、現時点では機能性の問題は生じていないが、保留桟の杭頭部の鋼材に発錆が確認された。（a判定）同様に、ポンツーン外部の水面上にも発錆や欠損、塗装の欠損が確認された。（a判定）上記の調査結果より、当浮桟橋の機能が低下することにより、利用者の漁業活動に支障をきたす恐れがあることから、早急な補修が必要と判断される。		134 浮桟橋 ○LCC検討 ・シナ1：【塗装塗替】+【水中硬化有機ライニング（パテタイプ）】+【鋼橋材交換】 ・シナ2：【保留桟一部更新】+【水中硬化有機ライニング（パテタイプ）】+【鋼橋材交換】 上記の対策シナリオを適定し、LCCを算定した結果、シナリオ1を対策工法として適定した。	134 浮桟橋 初回対策は令和4年度に実施。2回目以降の対策実施については、20年後に行う。 初 回：令和4年度
種類	名称	対策コスト	コスト縮減効果		日常管理の概要	日常管理の実績
浮桟橋	134 浮桟橋	初回 10百万円 20年後 13百万円 20年後 13百万円 対策期間（50年） 合計 36百万円	対策コスト 36.0百万円 更新コスト 126.0百万円 コスト縮減効果 90.0百万円		・日常点検 施設全体について、陸上から目視できる範囲で変状の有無、程度の把握を行なう。 ・定期点検及び臨時点検 日常点検により変状の有無を確認し、変状があった箇所について簡易調査（重点項目）により変状の規模の把握を行なう。また、前回調査から5年経過後、台風通過後、地震（震度5以上）発生後には、異常時調査として簡易調査（簡易項目）をチェックシートに基づき調査を行うものとする。	・日常の維持管理として、施設全体について日視調査を実施している。 平成21年 5月 定期点検 平成22年 9月 日常点検 平成23年11月 日常点検 平成24年10月 日常点検 平成25年11月 日常点検 平成26年10月 定期点検 平成27年 9月 日常点検 平成28年10月 日常点検 令和29年 9月 日常点検 平成28年10月 日常点検 令和元年12月 定期点検 令和 2年 7月 日常点検

〇〇漁港 計画平面図



0 50 100 200 300 400 500m

1/5000

(撮影〇年〇月)



添付する写真は、

○「保全工事の実施」の場合

○「機能保全計画の見直し」の場合

対象施設ごとに劣化状況などがわかるものを添付

代表的な工種のを添付

I-② 事業評価書の作成

漁港漁場整備事業では、原則、事業主体に対し事業評価の実施を義務付けている。

総事業費10億円以上の場合、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づく事業評価を「水産関係公共事業の事業評価実施要領」(以下、「事業評価実施要領」という。))によって実施することとなる。ただし、地方創生港整備推進交付金及び農山漁村地域整備交付金に係る事業、水産物供給基盤機能保全事業、災害復旧事業並びに国が行う特定漁港漁場整備事業のうち漁港漁場整備法第4条第1項第1号の補修に係る事業は除かれる。

また、総事業費10億円未満の場合でも、実施要領の運用第2の1の(6)に基づき、事前の評価に関する調書を作成し、水産庁と協議する。

(事業評価実施要領に基づく事業評価)

- 事業評価では、事業実施地区の事業計画毎に、費用に見合った政策効果が得られているかなどを事前に評価するとともに、必要に応じて事後(期中、完了後)の検証を行う。
- 事業評価の対象は総事業費10億円以上の事業実施予定地区としている。
- 評価書の提出時期は、例年、①事前評価:10月中旬、②期中評価:10月末、③完了後評価:11月中旬としている。

(実施要領の運用第2の1の(6)の事前の評価に関する調書による協議)

- 総事業費10億円未満の事業実施予定地区も含め、調書の提出が必要。
- 事業基本計画の承認申請の前に、事前の評価に関する調書をもって水産庁と協議する。
- 他の事業と一体的効果又は相乗効果を発揮する場合で、それぞれの効果を分離することが妥当性を欠く場合は、他の事業と一体的な調書を作成する。

(事業評価の方法、手法)

- 事業評価は、費用対効果分析その他の手法により、事業の必要性、効率性、有効性等について総合的に評価する。
- 事業評価手法の基本的な考え方や便益の計測方法等については水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン(令和2年5月改訂,水産庁漁港漁場整備部)等を参考にすることができる。

<関連する通知等>

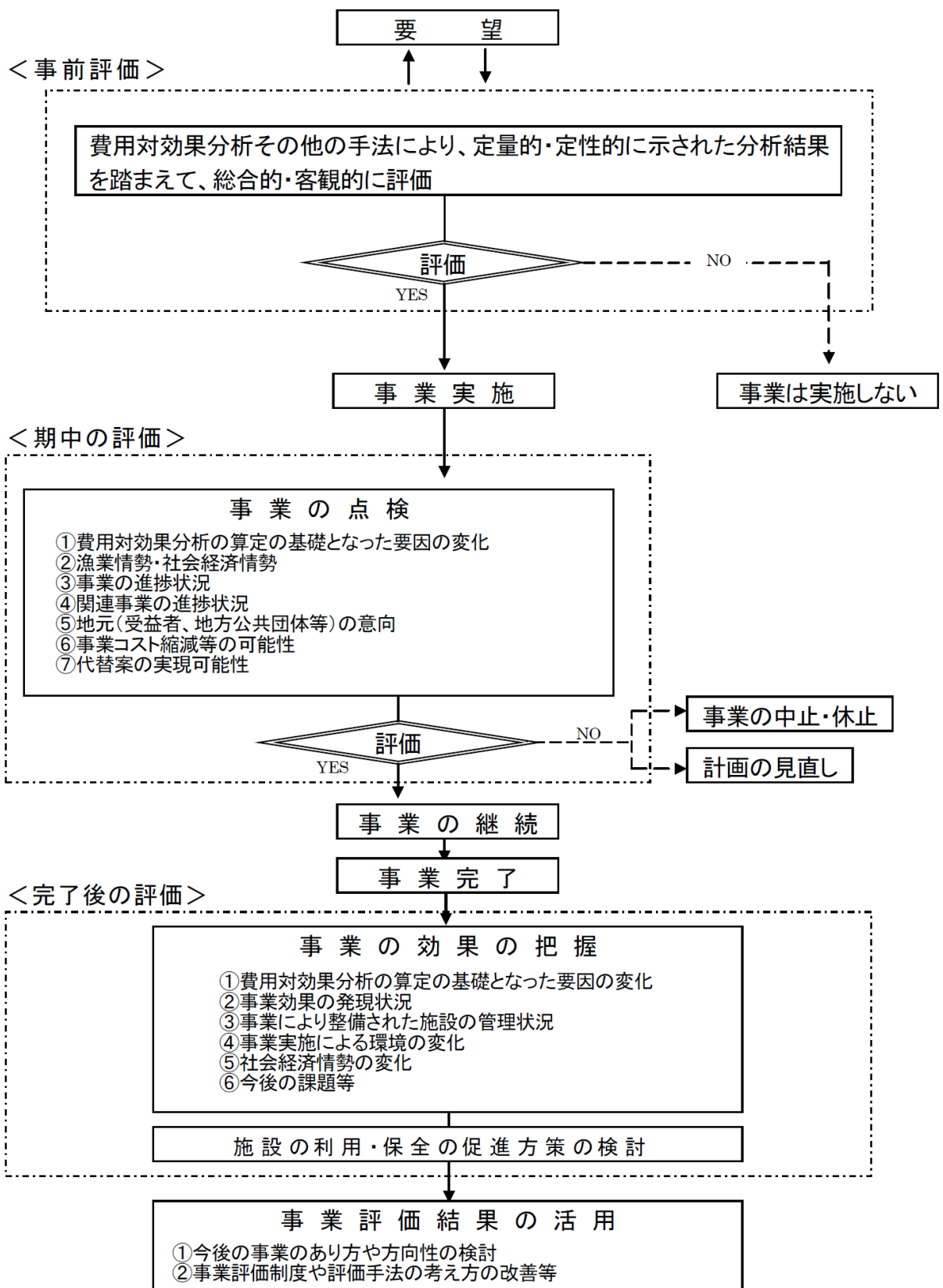
「水産関係公共事業の事業評価実施要領」(令和3年4月1日付け2水港第2377号)

「水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について」(令和4年4月1日付け3水港第2615号)

<参考資料等>

水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン(令和2年5月改訂,水産庁漁港漁場整備部)

水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドラインー参考資料ー(令和3年5月改訂,水産庁漁港漁場整備部)



水産関係公共事業評価体系図(総事業費10億円以上の事業が対象)

※総事業費10億円未満の事業については、実施要領の運用第2の1の(6)及び第6の規定に応じて評価等を行うこと。

事前評価書

都道府県名	●●●●県	関係市町村	●●●●村
-------	-------	-------	-------

事業名	水産資源環境整備事業 (水産生産基盤整備事業)		
地区名	●●●●	事業主体	●●●●県

I 基本事項

1. 地区概要

漁港名(種別)	●●●●漁港(第4種)	漁場名	●●●●漁場
陸揚金額	28 百万円	陸揚量	37 トン
登録漁船隻数	72 隻	利用漁船隻数	73 隻
主な漁業種類	かご、刺網、ワカメ養殖、採貝	主な魚種	タコ、ヒラメ・カレイ、ワカメ、ウニ
漁業経営体数	27 経営体	組合員数	36 人
地区の特徴	<p>●●●●漁港は、●●●●に面した●●●●半島西部の●●●●村の中心部に位置し、磯根漁業や小型定置網漁業などが営まれ、●●●●圏域の生産拠点である。</p> <p>こうした中、村、漁協では、集出荷の効率化等のため、「●●●●漁港を中心とした生業・販わい創出推進協議会」により、令和3年度から5漁港の陸揚げ機能を●●●●漁港に集約することとしており、●●●●漁港は集出荷機能を有する生産拠点として、より重要な役割を担うこととなる。</p> <p>さらに、●●●●地区が位置する津軽海峡周辺は、マグロの漁場が形成され、県内外の漁船が操業しているが、冬期間は特に強風などの影響を受ける漁船航行上の難所でもあることから、●●●●漁港は周辺を航行または操業する漁船の避難港としても重要な役割も担っている。</p> <p>また、漁協は、昨年度から魚類の陸上養殖試験に取り組んでおり、今後は海面養殖への展開により、漁業経営の安定化を目指している。</p>		

事業目的	<p>防波堤と消波堤の機能を併せ持つ沖防波堤の整備により、港内静穏度を確保するとともに、魚類養殖に適した水域を創出する。</p> <p>併せて、産卵や稚魚の育成の場となる増殖場(藻場)の整備により、ウニ、ナマコ等の多様な水産資源の維持・増大を図る。</p> <p>また、浮棧橋の整備により、作業労力の軽減を図る。</p> <p>その他、-3.0m岸壁及び-2.0m物揚場に防暑防雪施設を整備することにより、陸揚げ作業時の降雨や降雪、直射日光による水産物の品質低下や異物混入を防ぎ、漁業活動の安全性・効率性の向上を図る。</p>		
主要工事計画	<p>①沖防波堤(新設) L=350m、②-2.0m物揚場(浮棧橋) L=60m、③-3.0m岸壁(防暑防雪施設) L=70m、④増殖場(藻場) A=1ha</p>		
事業費	4,800百万円	事業期間	令和3年度～令和7年度

II 必須項目

1. 事業の必要性

荒天時において、主要な防波堤である北防波堤からの越波により、港内静穏度が確保されず、漁船を安全に係留することが出来ない状況となっている。また、漁業経営の安定を図るため、生産性の高い増養殖場の造成が求められている。

加えて、荷さばき所前面の陸揚岸壁は、小型漁船にとっては高天端であることから、陸揚げ作業時の肉体的負担が大きい状況となっている。

その他、-3.0m岸壁及び-2.0m物揚場は防雪防暑施設が整備されていないことから、陸揚げ作業時の降雨や降雪、直射日光による水産物の品質低下や異物混入、作業環境の悪化等を招いている。

以上から、漁業活動の安全性・効率性の向上及び漁業経営の安定化に資する沖防波堤の整備、ウニ、ナマコ等の多様な水産資源の維持・増大に資する増殖場（藻場）の整備、作業労力の削減に資する浮棧橋の整備、水産物の品質向上及び漁業活動の安全性・効率性に資する防雪防暑施設の整備を行う必要がある。

2. 事業採択要件

- ①計画事業費 48億円（採択要件（特定）：20億円を超えるもの）
- ②漁港種別 第4種漁港（昭和37年10月に指定）

3. 事業を実施するために必要な基本的な調査

（1）利用面、防護面、施工面等から適切な位置を選定するための地理的条件、自然条件に関する基本的な調査

- ・計画施設周辺の深浅測量済み
- ・港内静穏度解析済み

（2）施設の利用の見込み等に関する基本的な調査

- ・利用漁船の将来予測済み
- ・係船岸の利用状況済み

（3）自然環境、生活環境等の周辺環境及びそれに与える影響の把握

- ・計画施設周辺の底質（岩、砂等）調査済み
- ・計画施設周辺の海草類の繁茂状況調査済み

4. 事業を実施するために必要な調整

（1）地元漁業者、地元住民等との調整

■■■■漁業協同組合、同漁協を通じて漁業関係者と調整済み

（2）関係都道府県、関係市町村、関係部局（隣接海岸、道路、河川、港湾、環境等）との事前調整

■■■■村と事前調整済み

5. 事業の投資効果が十分見込まれること

費用便益比 B/C :

1.53

※別紙「費用対効果分析集計表」のとおり

Ⅲ 優先配慮項目

分類項目			評価指標	評価		
大項目	中項目	小項目				
有効性	生産力の向上と力強い産地づくり	生産	水産資源の保護・回復	水産資源の維持・保全	A	
					資源管理諸施策との連携	A
			漁家経営の安定 (水産物の安定供給)	生産量の増産(持続・増産・下降抑制)	A	
				生産コストの縮減等(効率化・計画性の向上)	A	
			水域環境の保全・創造	水質・底質の維持・改善	A	
				環境保全効果の持続的な発揮	A	
		陸揚げ荷捌き集出荷流通加工	安全・安心な水産物提供	品質確保	B	
				消費者への安定提供	A	
	漁業活動の効率化		漁港機能の強化	B		
	労働環境の向上		就労改善等	A		
	生活	生活者の安全・安心確保	定期船の安定運航	A		
			災害時の緊急対応	A		
	漁業の成長力強化	漁業の生産性向上	生産量等の拡大・安定化や効率化等	A		
水産物流通に与える効果		水産物流通量等の拡大・安定化や効率化、水産物の販路や輸出拡大等	A			
地域経済に与える効果		加工場等関連産業の集積、雇用者数増加、交流人口の増加等	A			
効率性	コスト縮減対策		計画時におけるコスト縮減対策の検討	A		
事業の実施環境等	他計画との整合		地域の水産関連計画等との整合性及び地元調整	A		
	他事業との調整・連携		他事業との調整・連携	A		
	循環型社会の構築		リサイクルの促進等	A		
	環境への配慮		生態系への配慮等	A		
	多面的機能発揮に向けた配慮		多面的機能の発揮	A		

Ⅳ 総合評価

漁港は、圏域における生産拠点であるとともに、定期船が発着する生活航路でもあり、加えて、遊覧船が発着する観光拠点でもある。また、第4種漁港として周辺漁場で操業する漁船の避難基地としても重要な役割を担っているが、主要な北防波堤からの越波により、漁船の安全係留ができないことが課題となっている。また、魚類養殖ができる静穏な水域の確保と、水産資源の増大を図り磯根漁場としても活用できる増殖場(藻場)の造成が求められている。さらに、荷さばき所前面の陸揚岸壁は、小型漁船にとって干潮時には高天端であることから、陸揚げ作業時の肉体的負担が大きい状況となっているほか、-3.0m岸壁及び-2.0m物揚場は屋根が整備されていないことから、陸揚げ作業時の降雨や降雪、直射日光による水産物の品質低下や異物混入、作業環境の悪化等を招いている。

当該事業は、防波堤と消波堤の機能を併せ持つ沖防波堤の整備により、漁業活動の安全性・効率性の向上を図る。また、産卵や稚魚の育成の場となる増殖場(藻場)の整備により、水産資源の維持、増大を図る。加えて、防雪防暑施設等の整備により、水産物の品質向上及び漁業活動の安全性・効率性を図り、生産拠点としての機能を充実するものであり、費用便益比率も1.0を超えていることから、事業の実施は妥当であると判断される。

多段階評価の評価根拠について

都道府県名 県

地区名

分類項目			評価指標	評価根拠	評価		
大項目	中項目	小項目					
有効性	生産力の向上と力強い産地づくり	生産	水産資源の維持・保全	増殖場(藻場)の整備により、当該海域において不足する水産資源の成長段階に応じた生育環境が確保され、水産資源の維持・保全が図られることから、「A」と評価した。	A		
			資源管理諸施策との連携	増殖場(藻場)の整備により、地域における種苗放流等の資源管理への取り組みや栽培漁業との連携の下、資源管理体制が構築されることから、「A」と評価した。	A		
			漁家経営の安定(水産物の安定供給)	生産量の増産(持続・増産・下降抑制)	増殖場(藻場)の整備により、当該海域において、資源状態が悪化し生産量の減少が懸念される魚種の生産量が持続されることから、「A」と評価した。	A	
				生産コストの縮減等(効率化・計画性の向上)	沖防波堤及び増殖場(藻場)の整備により、効率的・計画的な漁業生産が実現され、漁船見回り作業時間の短縮など生産コストの縮減が期待されることから、「A」と評価した。	A	
			水域環境の保全・創造	水質・底質の維持・改善	増殖場(藻場)の整備により、海藻類の窒素、リンの固定による水質浄化や底質の安定化、水産資源の生息環境の創造が図られることから「A」と評価した。	A	
				環境保全効果の持続的な発揮	漁場管理運営協議会等による漁場の調査、保全、管理活動が継続して行われ、環境保全効果が持続的に発揮されることから「A」と評価した。	A	
		陸揚げ荷捌き集出荷流通加工	安全・安心な水産物提供	品質確保	防雪防暑施設の整備により、食品衛生法に基づく安全性の確保が期待され、また水産物の劣化防止が期待されることから、「B」と評価した。	B	
				消費者への安定提供	沖防波堤及び浮桟橋の整備により、機能集約による漁獲物の集荷が促進され、水産物の流通安定化に向けたロットの確保につながることから、「A」と評価した。	A	
			漁業活動の効率化	漁港機能の強化	沖防波堤の整備により、本漁港を含む5漁港の機能分担に伴う本漁港への陸揚げ機能の役割を果たすための静穏度の確保につながることから、「B」と評価した。	B	
			労働環境の向上	就労改善等	沖防波堤及び増殖場(藻場)の整備により、漁港近傍に高齢者や女性でも操業できる静穏な磯根漁場が創出されることから、「A」と評価した。	A	
			生活	生活者の安全・安心確保	定期船の安定運航	沖防波堤の整備により、人等を運搬する定期船の発着及び休けい時の静穏度向上等による運航の安定化に資することから、「A」と評価した。	A
					災害時の緊急対応	沖防波堤の整備により、港内静穏度が向上することで、震災後の孤立集落への物資海上輸送拠点として指定している本漁港の防災機能(輸送機能)の強化が期待できることから、「A」と評価した。	A
	漁業の成長力強化	漁業の生産性向上	生産量等の拡大・安定化や効率化等	増殖場(藻場)の整備により、水産資源の増大による漁業生産量の大幅な増産が見込まれ、目標値が設定されていることから「A」と評価した。	A		
			水産物流通量等の拡大・安定化や効率化、水産物の販路や輸出拡大等	増殖場(藻場)の整備により、漁業生産量が増産し、水産物流通量の大幅な拡大が見込まれ、目標値が設定されていることから「A」と評価した。	A		
		地域経済に与える効果	加工場等関連産業の集積、雇用者数増加、交流人口の増加等	地元が本事業で整備する増殖場(藻場)等を活用した漁業体験ツアーを推進することとしており、整備後には漁業者の所得向上や漁村の活性化が期待されることから、「A」と評価した。	A		
	効率性	コスト縮減対策	計画時におけるコスト縮減対策の検討	実施断面検討時には、経済性を考慮した断面比較を実施し、コスト縮減に取り組むことから、「A」と評価した。	A		
	事業の実施環境等	他計画との整合	地域の水産関連計画等との整合性及び地元調整	青森県の「攻めの農林水産業推進基本方針」のほか、佐井村のアクションプランの遂行に繋がる事業であるとともに、地元調整も図られていることから「A」と評価した。	A		
		他事業との調整・連携	他事業との調整・連携	青森県の「資源回復計画推進事業」、「資源管理指針・計画体制強化事業」や佐井村漁協の「魚類養殖事業」との連携効果が期待されることから、「A」と評価した。	A		
		循環型社会の構築	リサイクルの促進等	施工にあたり、再生採石や間伐材を活用した工事看板等を利用することでリサイクルの促進に繋がることから、「A」と評価した。	A		
		環境への配慮	生態系への配慮等	水産生物の保護育成効果の高い増殖場(藻場)の整備により、水産生物の多様化による水域環境の改善が図られることから、「A」と評価した。	A		
多面的機能発揮に向けた配慮		多面的機能の発揮	本事業の整備により、漁村の核となる漁港やその周辺が生業と賑わいの場となって、漁業者の所得向上や漁村の活性化に繋がり、地域文化の保全・継承等が図られることから、「A」と評価した。	A			

費用対効果分析集計表

1 基本情報

都道府県名	●●●●●県	地区名	●●●●●
事業名	水産生産基盤整備事業	施設の耐用年数	漁港施設 50年 漁場施設 30年

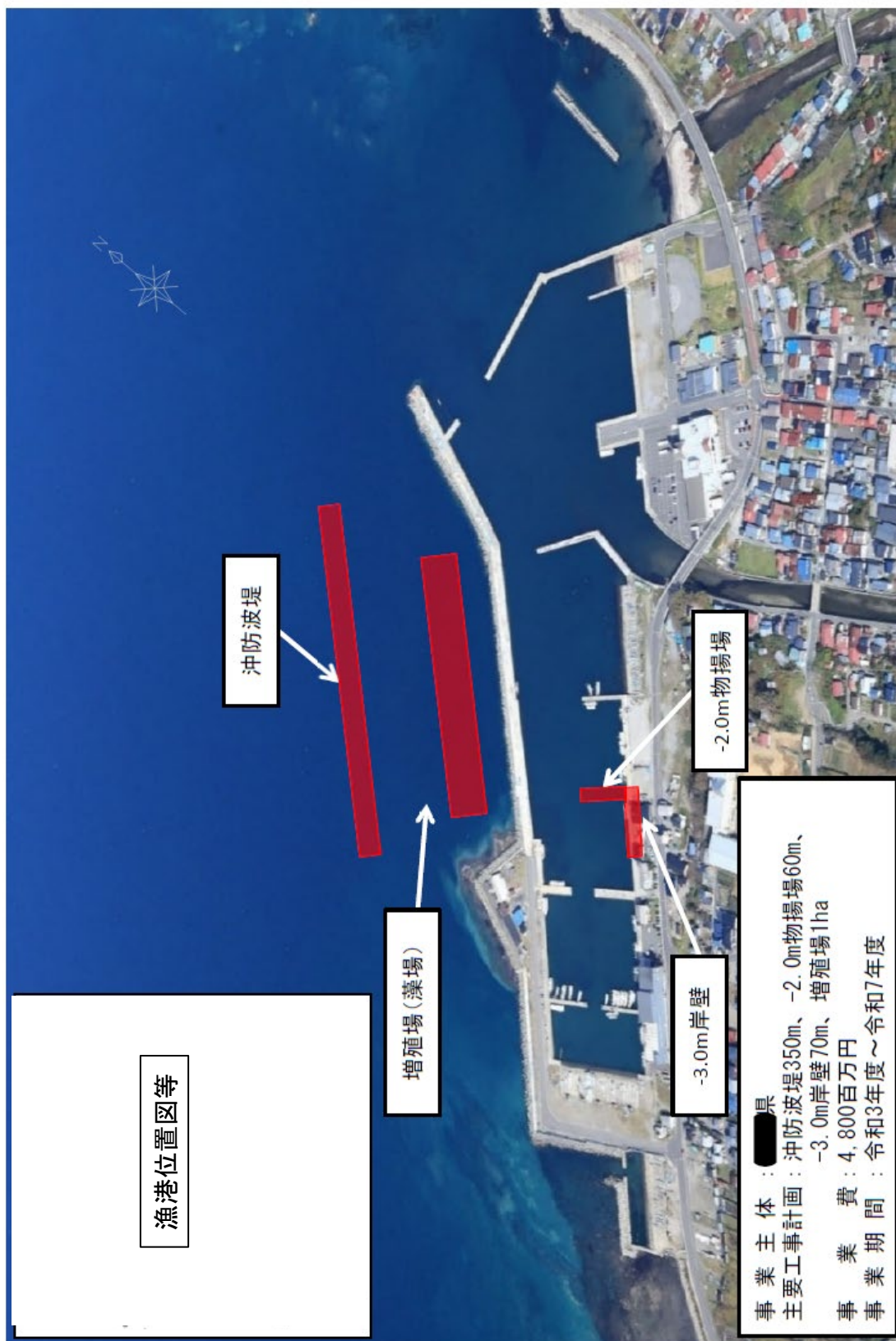
2 評価項目

便益の評価項目及び便益額	評価項目		便益額（現在価値化）		
	水産物の生産性向上	①水産物生産コストの削減効果		383,293	千円
		②漁獲機会の増大効果		358,790	千円
		③漁獲可能資源の維持・培養効果		619,461	千円
		④漁獲物付加価値化の効果			千円
	漁業就業環境の向上	⑤漁業就業者の労働環境改善効果		107,805	千円
	生活環境の向上	⑥生活環境の改善効果			千円
	地域産業の活性化	⑦漁業外産業への効果		781,548	千円
	非常時・緊急時の対処	⑧生命・財産保全・防御効果			千円
		⑨避難・救助・災害対策効果		3,263,563	千円
	自然保全・文化の継承	⑩自然環境保全・修復効果		378,689	千円
		⑪景観改善効果			千円
		⑫地域文化保全・継承効果			千円
	その他	⑬施設利用者の利便性向上効果			千円
⑭その他				千円	
計（総便益額）		B	5,893,149	千円	
総費用額（現在価値化）		C	3,860,230	千円	
費用便益比		B / C	1.53		

3 事業効果のうち貨幣化が困難な効果

・地元が漁港内の増養殖場や藻場を活用した漁業体験ツアーを実施することで、漁村の核となる漁港への来訪者による「にぎわい」が創出され、漁村の活性化が図られる。

水産生産基盤整備事業 〇〇地区 事業概要図



※ 過去の事業評価事例については、以下の農林水産省webページで閲覧できる。
 (https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/assess/hyouka/koukyou_index.html)

I-③ 事業基本計画の変更

事業基本計画の承認を受けた後、情勢の変化が生じて当初の計画どおり施行することが不可能あるいは不適当となった場合には、事業の全部、若しくは一部を中止又は変更の措置をとることが必要であり、これを計画変更という。

この場合の変更の手続き等については、実施要領及び運用等に基づいて変更の手続きをとることが必要である。

なお、特定漁港漁場整備事業の場合は「特定漁港漁場整備事業実施要領」に基づいて計画の変更を行う。

(計画変更の理由)

- 計画変更が避けられない事態には以下のものが挙げられる。
 - ① 当初計画の内容と現場の状態が一致しない場合
(異常な天然現象により地形が変化した場合、計画策定後の調査・検討によって経済的、合理的な計画に変更することが可能となった場合 など)
 - ② 社会情勢が変化した場合
(漁業情勢又は経済情勢の急激な変化によって計画規模を変更する必要が生じた場合、インフレーションなど予期することのできなかつた異常な事態が発生した場合など)
- 計画変更の理由については、漁港漁場関係事業事務必携 令和4年度(公益社団法人全国漁港漁場協会)の5.1計画変更を参考にできる。

(事業基本計画の変更の基準)

- 事業基本計画の変更の基準は、運用第2の3で規定している。
(実施要領の運用第2の3で計画変更が必要となる具体的な内容)
 - ア 計画工事種目の新設又は廃止
 - イ 計画工事種目ごとの計画数量の変更であって20%以上の増減
 - ウ 計画位置等の大幅な変更

[参考]

- 特定漁港漁場整備事業計画の変更の基準は、漁港漁場整備法施行規則第1の6、特定漁港漁場整備事業実施要領第3で規定している。
(施行規則第1の6で規定されている変更基準のポイント)
 - 一 目的又は第一条の四第一項第一号に掲げる事項(環境との調和に関する事項)に係る変更
 - 二 次に掲げる工事に関する事項の変更
 - イ 基本施設(外郭施設にあつては、他の防波堤により防護される水域内に設置される防波堤を除く。)の追加若しくは廃止、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更
 - ロ～ニ 省略
 - 三 計画事業費が百分の二十以上増減することとなる変更

<関連する通知等>

- 「水産物供給基盤整備事業等実施要領」(令和5年3月31日付け4水港第2964号)
- 「水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について」(令和5年3月31日付け4水港第2966号)

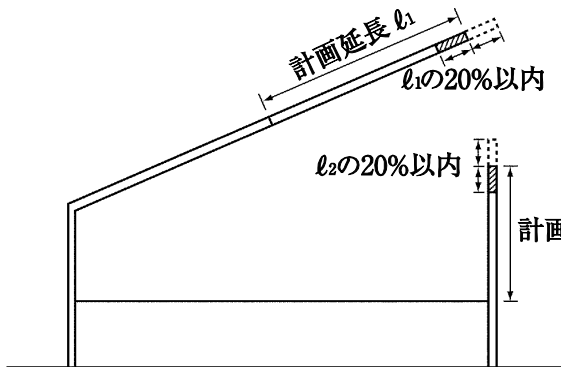
(特定漁港漁場整備事業計画の場合)

- 漁港漁場整備法施行規則(昭和26年農林省令第47号)
- 特定漁港漁場整備事業実施要領(平成14年6月5日付け14水港第960号)

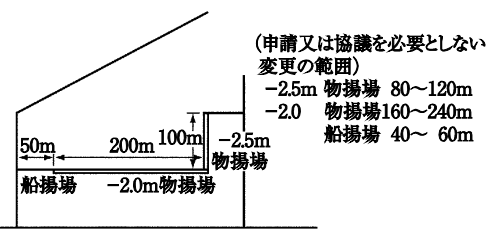
<参考資料>

- 漁港漁場関係事業事務必携 令和4年度(公益社団法人全国漁港漁場協会)
- 漁港計画の参考図書(令和3年度)
- 人工魚礁漁場造成計画指針(平成12年度:社団法人全国沿岸漁業振興開発協会)
- 増殖場造成指針(昭和58年度:(社)全国沿岸漁業振興開発協会)
- 増殖場造成計画指針[マイ・イセヒ編](昭和63年度:(社)全国沿岸漁業振興開発協会)
- 増殖場造成計画指針[ヒラメ・アサリ編](平成8年度:(社)全国沿岸漁業振興開発協会)

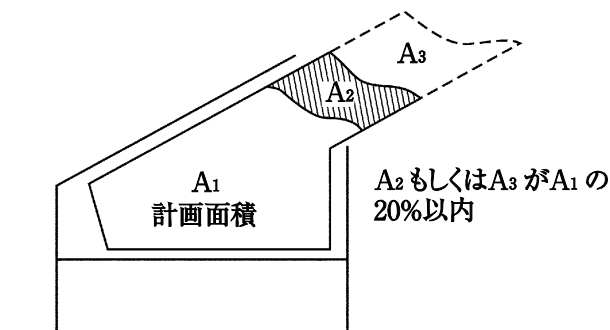
①外郭施設



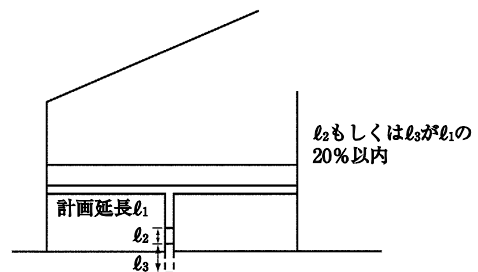
③係留施設



②水域施設



④輸送施設



計画変更の承認を必要としない場合(主な漁港施設)

(出典) 漁港漁場関係事業事務必携 令和4年度 p.275

II. 予算要求と交付申請

II-① 予算(概算・実施)要求資料の作成

- 水産庁の予算要求(概算、実施)ヒアリングは、都道府県における水産業の実状及び水産基盤整備の考え方、概算要求額、事業実施要求箇所及び事業目的等を水産庁が都道府県から聴取し、当初予算配分案の作成を行う際の参考とするために行っている。
- 概算要求ヒアリングは例年5月中旬～6月下旬、実施要求ヒアリングは1月中旬～2月中旬に行っている。
- 都道府県は、各ヒアリングまでに管内の関係市町村等の要求内容を把握し、各都道府県全体の要求内容を取りまとめ、所定の様式に沿って要求資料を作成する。

<要求資料に関連する通知等>

- 令和〇年度水産基盤整備事業等概算要求ヒアリング作成要領(毎年度4月頃に水産庁計画課から都道府県に事務連絡で依頼しているものです。)
- 各要求ヒアリングまでに作成する資料は、管内図、事業別総括表、事業箇所別総括表等の総括的資料と事業地区ごとの事業別概要書、地区別資料(位置図、平面図、標準断面図)がある。

事業名 : 水産生産基盤整備事業 (事業名を記載)
地区名 : ○〇地区○〇漁港 (○〇県○〇市)

●地区の概要

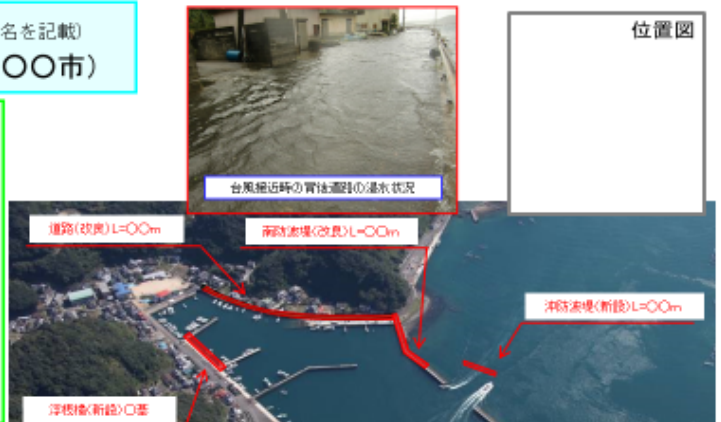
当地区は、○〇県本土の○〇市にある○〇に位置し、リアス式海岸特有の複雑な地形を有し、急深な静穏水域を利用したブリ養殖漁業が重要な基幹産業となっている地区である。

●事業の目的

水産物の安定的な提供及び荒天時・防災時の島の漁船の受入基地として、外郭施設等の整備による港内静穏確保及び出漁機会の増大のほか、荒天時、防災時の安全対策の強化を図る。また、浮棧橋の整備による就労環境改善を図る。

事業内容

- ・主な事業量 : 沖防波堤(新設) ○〇m
南防波堤(改良) ○〇m
道路(改良) ○〇m
浮棧橋 ○基
- ・事業費 : ○〇百万円
- ・事業主体 : ○〇県
- ・事業期間 : H〇〇~R〇〇
- ・令和4年度実施要望額(事業費) : ○〇千円
(国費) : ○〇千円
- ・令和4年度事業実施予定箇所 :
沖防波堤(新設) ○〇m
測定



※直轄特定、流通、生産、環境、漁村(機能保全対策を除く)について作成願います。
(事業計画ごとに作成)



事業別概要書イメージ

II-② 補助金交付申請

国から補助金等の割当内示を受けた補助事業者(都道府県、市町村又は水産業協同組合の代表者)は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(以下「適正化法」という。)第5条、適正化法施行令第3条、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」第2条及び交付要綱第4の規定に基づき、農林水産大臣宛てに補助金交付申請書を提出し、交付決定を受けることとなっている。

(補助金等の割当内示)

- 水産庁では、補助金等の割当内示は、予算成立後の4月上旬(平常時)に都道府県に対して事業種別、区分(本土・離島)別、漁港又は地区別に通知している。
- 補助金の割当内示は法律に基づくものではないが、補助事業者はこれに基づいて本格的に事業に必要な手続き(補助金交付申請など)を開始する。
- 当初・補正予算に係る公共事業の箇所別予算額については、農林水産省HPの次のページにて公表している。(https://www.maff.go.jp/j/budget/yosan_kansi/kokyo_jigyo.html)

(補助金交付申請書)

- 補助事業者は、割当内示後、毎年度別に定める期日(直接補助の場合は内示後20日以内、間接補助の場合は45日以内)までに補助金交付申請書を作成し、農林水産大臣宛てに提出する。なお、毎年度別の期日は、割当内示と一緒に通知される。
- 交付申請の内容については、事前に水産庁の審査ヒアリングを受け、認められた内容でなければならない。(審査ヒアリングに必要な資料は、[p.50]のⅢ-①工事設計書の作成を参照のこと。)

(早期着工のための審査ヒアリング)

- 気象・海象条件による工期の制約等、年度始めから速やかな工事発注が必要な場合にあっては、「補助金早期交付決定(早期着工)」の制度を活用し、水産庁の審査ヒアリングを2月～3月に受けることができる。

水産庁は、補助事業者から交付申請のあったものについて審査して、補助条件を付して補助事業者に速やかに交付の決定通知をする。

補助事業者は、補助金等の交付決定の通知によって、国から補助金等の交付を受ける権利を得るとともに、補助事業を遂行する義務が生じることになる。なお、間接補助事業については、補助事業者(都道府県)が、間接補助事業者(市町村)に対し速やかに交付決定を通知する。

【解説】 直接補助と間接補助

- 直接補助とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業を行う者に国が直接補助するものをいう。
- 間接補助とは、他の者を經由して間接的に補助するものをいう。經由する段階が単一でなく、複数である場合もすべて間接補助という。

(出典)「補助金制度」加藤剛一・田頭基典共著

(申請から交付決定までの期間)

- 申請から交付決定までに要する期間については、適正化法第5条において各省各庁の長が通常要すべき標準的な期間を定め、公表するとされている。
- 農林水産省においては、補助金等交付決定に要する標準的処理期間について(平成12年3月30日付け12経第605号 農林水産事務次官通知)の中で、標準的処理期間を補助金等に係る申請が到達してから1月以内に処理するよう努めるとしている。

<関連する通知等>

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)
- 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)
- 水産基盤整備事業補助金交付要綱(平成13年4月13日付け12水港第4494号)
- 補助金等交付決定に要する標準的処理期間について(平成12年3月30日付け12経第605号)

(参考となる資料等)

- 漁港漁場関係事業事務必携 令和4年度(公益社団法人全国漁港漁場協会)

年度水産基盤整備事業補助金等交付申請書（本土）

漁港第 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

県知事

年度において、市 地区ほか 1 地区の漁港施設機能強化事業を下記のとおり実施したいので、水産基盤整備事業補助金交付要綱第 4 の規定に基づき補助金等 169,200,000 円（補助事業等に要する経費 228,420,000 円）の交付を申請する。

記

事業計画書

- 1 事業の目的 →（次頁上段参照）
- 2 事業主体 市、市
- 3 事業の内容及び経費の配分
 - (1) 事業計画総括表 →（次頁下段参照）
 - (2) 工事費
 - イ 設計総括表
 - ロ 工事費内訳表→（Ⅲ-①工事設計書の参考事例を参照）
- 4 事業の完了予定年月日 年 月 日

● 事業の目的の記入例

(市 地区)

事業計画説明書

漁港施設機能強化事業基本計画に基づき、漁港機能の充実と利便性向上及び安定的な漁獲量の確保を図るため、以下の事業を申請する。

事業概要

本工事費

漁港	北防波堤(改良)	30.0 m
漁港	沖防波堤(新設)	15.0 m
漁港	北防波堤	10.0 m

● 事業計画総括表の記入例

3 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業計画総括表

漁港名又は地区名	事業の施行場所		事業主体	事業費 円	工事費 円	間接補助 事業に 要する経費 円	補助事業 等に要する 経費 円	補助率	負担区分				備考
	漁港名・種類 ・漁場名	所在地							国費 円	都道府県費 円	市町村費 円	その他 円	
市 地区		市	市	329,000,000	329,000,000	329,000,000	222,075,000	5/10	164,500,000	57,575,000	106,925,000	0	通常
地区		市	市	9,400,000	9,400,000	9,400,000	6,345,000	5/10	4,700,000	1,645,000	3,055,000	0	通常
計				338,400,000	338,400,000	338,400,000	228,420,000		169,200,000	59,220,000	109,980,000	0	

Ⅱ-③ 内示変更要望と交付決定変更申請

予算は、単年度主義であることから、当年度内の執行に向けて努力することが求められる。しかし、やむを得ない事由によって事業の執行が困難な場合には、早い段階で内示変更の制度を活用して他地区に振り替えることで予算の有効活用を図ることが重要である。

また、内示変更に伴って補助金の交付決定を受けた事業内容(軽微な変更の範囲に係るものを除く。)を変更しようとする場合には、交付要綱第6の規定に基づき、都道府県知事は変更の理由を記載した交付決定変更申請書に関係書類を添え、農林水産大臣に提出し、承認を受けることとなっている。(この手続きを「重変」という。)

なお、交付決定変更申請に当たっては、事前に審査ヒアリングを受け、変更内容についての水産庁担当官の承諾を得ておく必要がある。審査ヒアリングについては、随時受け付けている。

(内示変更要望)

- 内示変更の要望調査は、通常、年3回(6月、9月、12月)に実施している。これら要望調査時期を踏まえ、計画的に準備を行うことが必要である。
- 要望に当たっては、①内示変更要求表、②増額要求地区については増額要求理由及び対象箇所を示した平面図、③減額要求地区については減額理由の説明資料及び平面図を提出する。

(交付決定変更申請)

- 変更の承認を受ける必要があるのは、①事業に要する経費の配分の変更(軽微なものを除く。)、②事業の内容の変更(軽微なものを除く。)、③事業を中止又は廃止、いずれかに該当する場合である。
- 軽微なものについては、交付要綱第9で規定されている。
例えば、以下の要件に該当しない場合となっている。
 - ① 事業の内容の変更であれば手戻り工事を伴うもの、施工位置・計画法線を変更するもの、標準構造を変更するもの等
 - ② 経費の配分の変更であれば費目の新設又は廃止、工事費の費目ごとの増加額が100分の30に相当する金額(当該経費の額の100分の30に相当する金額が400万円以下の場合にあっては、400万円)又は2,000万円のいずれかを超えるもの
- 変更申請書の様式は、交付要綱の様式第3号(事業の場合)又は様式第4号(調査指導監督費の場合)を用いる。
- 変更申請書の作成に当たっては、漁港漁場関係事業事務必携 令和4年度版(公益社団法人全国漁港漁場協会)の2.1.6「事業実施計画変更の手続き」、5.3「実施計画の変更と変更手続き」を参考にすることができる。

<関連する通知等>

- 水産基盤整備事業補助金交付要綱(令和5年3月31日付け4水港第2494号)

(参考となる資料等)

- 漁港漁場関係事業事務必携 令和4年度(公益社団法人全国漁港漁場協会)

令和元年度水産基盤整備事業内示変更要求表(記入例)

都道府県局名: 〇〇県

市町村名	所管	事業名	地区名	事業主体	令和元年度既内示額						令和元年度変更後内示額					
					事業費	国費	監督事業費	監督国費	計事業費	計国費	事業費	国費	監督事業費	監督国費	計事業費	計国費
I市	本土	流通特定	C	県	230,000	115,000			230,000	115,000	250,200	125,100			250,200	125,100
G市	本土	流通一般	A	G市	100,000	50,000	1,500	750	101,500	50,750	80,000	40,000	1,300	650	81,300	40,650
	本土							0	0					0	0	
	本土							0	0					0	0	
	本土							0	0					0	0	
小計					330,000	165,000	1,500	750	331,500	165,750	330,200	165,100	1,300	650	331,500	165,750
K市	離島	生産一般	E	県	200,000	110,000			200,000	110,000	100,000	55,000			100,000	55,000
K市	離島	生産一般	E	県	100,000	55,000			100,000	55,000	200,000	110,000			200,000	110,000
	離島							0	0					0	0	
	離島							0	0					0	0	
小計					300,000	165,000	0	0	300,000	165,000	300,000	165,000	0	0	300,000	165,000
合計					630,000	330,000	1,500	750	631,500	330,750	630,200	330,100	1,300	650	631,500	330,750

※上表からの続き

増減						変更理由		具体的な内容		備考
事業費	国費	監督事業費	監督国費	計事業費	計国費					
20,200	10,100	0	0	20,200	10,100	事業促進を図るため、増額。		臨港道路		
-20,000	-10,000	-200	-100	-20,200	-10,100	単価・数量精査の結果、減額。		西防波堤〇〇m削除		
0	0	0	0	0	0					
0	0	0	0	0	0					
0	0	0	0	0	0					
200	100	-200	-100	0	0					
-100,000	-55,000	0	0	-100,000	-55,000	工種変更により補助率が変わったため、事業費の減額。		-6.0m岸壁〇〇m削除		
100,000	55,000	0	0	100,000	55,000	事業促進を図るため、増額。		沖防波堤		
0	0	0	0	0	0					
0	0	0	0	0	0					
0	0	0	0	0	0					
200	100	-200	-100	0	0					

変更理由の具体例

変更理由	キーワード	具体的な内容(例)
単価・数量精査・現地精査により増額	<ul style="list-style-type: none"> 労務費・資材単価の増額 施設の追加 工事対象施設の各数量(天端高・水深・幅員等)の変更 工法の変更等 	<p>(例1) 〇〇防波堤について、施工箇所の深浅測量を行った結果、水深が当初計画より深くなった。このため基礎捨石量が増加し、これに伴い1,000(千円)経費を増額する。</p> <p>(例2) 〇〇漁港の航路について今年度5月に深浅測量を行った結果、-3.5m航路の堆砂量が想定より多かったため、浚渫工の数量A=200m³を変更増するため、2,000(千円)増額する。</p>
事業促進を図るため増額	<ul style="list-style-type: none"> 工事の早期施工 	<p>(例1) 〇〇地区の-3m物揚場(L=115m)の矢板が激しい腐食により開口しており、安全な係船利用に支障をきたしていると現地漁業者より対応を求められたため、早期に保全対策を行う必要があることから、3,000(千円)増額する。</p> <p>(例2) △△漁港について、地元漁業者より〇〇物揚場を早期に利用できるよう求められたため、今年度中に物揚場の改良工事を完了させる必要がある。そのため、L=30mの延伸に伴い、3,000(千円)増額する。</p>
事業間・地元調整により減額	<ul style="list-style-type: none"> 地元漁業への影響、漁業者との調整 工事施工に伴う関係者の不同意 ヤードの不足 漁期の調整等 	<p>(例1) 例年4月末に終了する漁港内でのサケ中間育成が豪雪による海水温の低下により、稚魚の育成状況が遅れているので6月末まで延長することとなり、サケ漁(9~12月)との漁期調整を勧奨すると東防波堤の工事が不可能となったことから、東防波堤L=10mを延長減する。</p> <p>(例2) ブロック製作工において、他工事との調整によりヤードが不足したことにより、今年度当初で予定していた個数の製作が厳しいことから、製作個数を変更減する。</p>
単価・数量精査・現地精査により減額	<ul style="list-style-type: none"> 設計条件の変更 工事対象施設の各数量(天端高・水深・幅員等)の変更 工法の変更 計画見直し等 	<p>(例1) 去年度を実施した「耐震・耐津波診断委託」において、△△防波堤に対して地震・津波に対する機能診断を実施した。その結果、上部工においては、地震・津波に耐える構造であることが判明したことから、当該防波堤は下部工のみ機能強化事業を行うため、5,000(千円)減額する。</p> <p>(例2) 施工箇所の深浅測量を行った結果、水深が当初計画より深いことが判明したため、消波工の据付個数を変更減する。</p>
入札差金により減額	<ul style="list-style-type: none"> 各工事及び調査・設計業務についての入札差金 	<p>(例) 〇〇漁港の南防波堤改良工事について、1,000(千円)の入札差金が発生したため、その差額分を減額する。</p>

Ⅱ-④ 繰越手続き

国の歳出予算は原則としてその年度内に全額を使用すべきものであるが、すべての事業について、この原則どおり処理することはかえって非効率となって実状に添わない場合がある。このため、財政法は、会計年度独立の原則(財政法第12条)の例外を認め、一定の条件の下でならば歳出予算を翌年に繰り越して使用できる道を開き、国の経費の経済的・効率的な執行を図ることとしている。

繰越には4つの種類があるが、漁港漁場整備事業の場合、明許繰越又は事故繰越が主な繰越理由として該当する。

【解説】 明許繰越しと事後繰越し

● 明許繰越し(財政法第14条の3)

明許繰越しとは、財政法第14条の3の規定による繰越である。同条の規定によると「歳出予算の経費のうち成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものにつ、その性質上又は予算では、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。」こととなっている。

● 事故繰越し(財政法第42条ただし書)

事故繰越しとは、財政法第42条ただし書の規定による繰越である。同条の規定によると「歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終わらなかったものは、これを翌年度に繰り越して使用することができる。」こととなっている。

また、繰越は、繰越の事由、科目等がそれらの繰越の要件に該当するからといって、自動的に翌年度に繰越されるものではなく、手続きが適切に行われることが不可欠となっている。

(繰越の手続き)

- 農林水産大臣から示達を受けた予算を翌年に繰り越して使用する場合には、農林水産大臣から事務の委任を受けた支出負担行為担当官(都道府県知事が指定する職員)が繰越計算書を作成し、財務局長等の承認を経るとともに、繰越内容(予定を含む。)について農林水産大臣宛てに報告することとなっている。

(事業繰越見込報告書)

- 事業主体は、事業が年度内に完了しないことが見込まれる場合、規則第3条第2号の規定により、農林水産大臣へ事業繰越見込報告書を提出するとともに、繰越内容、経緯等について事業関係担当課(水産基盤整備事業の場合は水産庁整備課)に十分説明し、必要な指示を受ける。
- やむを得ず繰越に至ると判断されたときは、その繰越の種類に応じ、適期に関係機関(地方財務局等)へ必要な手続きを行うものとする。繰越見込報告書は2月10日までに予定額をもって報告し、その後変更が生じた場合は、速やかにその旨を報告する。
- 繰越の制度、手続きに当たっては、繰越しガイドブック《改訂版》(令和2年6月財務省主計局司計課)や漁港漁場関係事業事務必携 令和4年度(公益社団法人全国漁港漁場協会)を参考にすることができる。

<関連する通知等>

- 農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第2号
- 歳出予算の繰越しをする場合及び繰越明許費の金額について翌年度にわたって支出すべき債務を負担する場合の手続について(改正平成20年3月28日付け財計第753号)

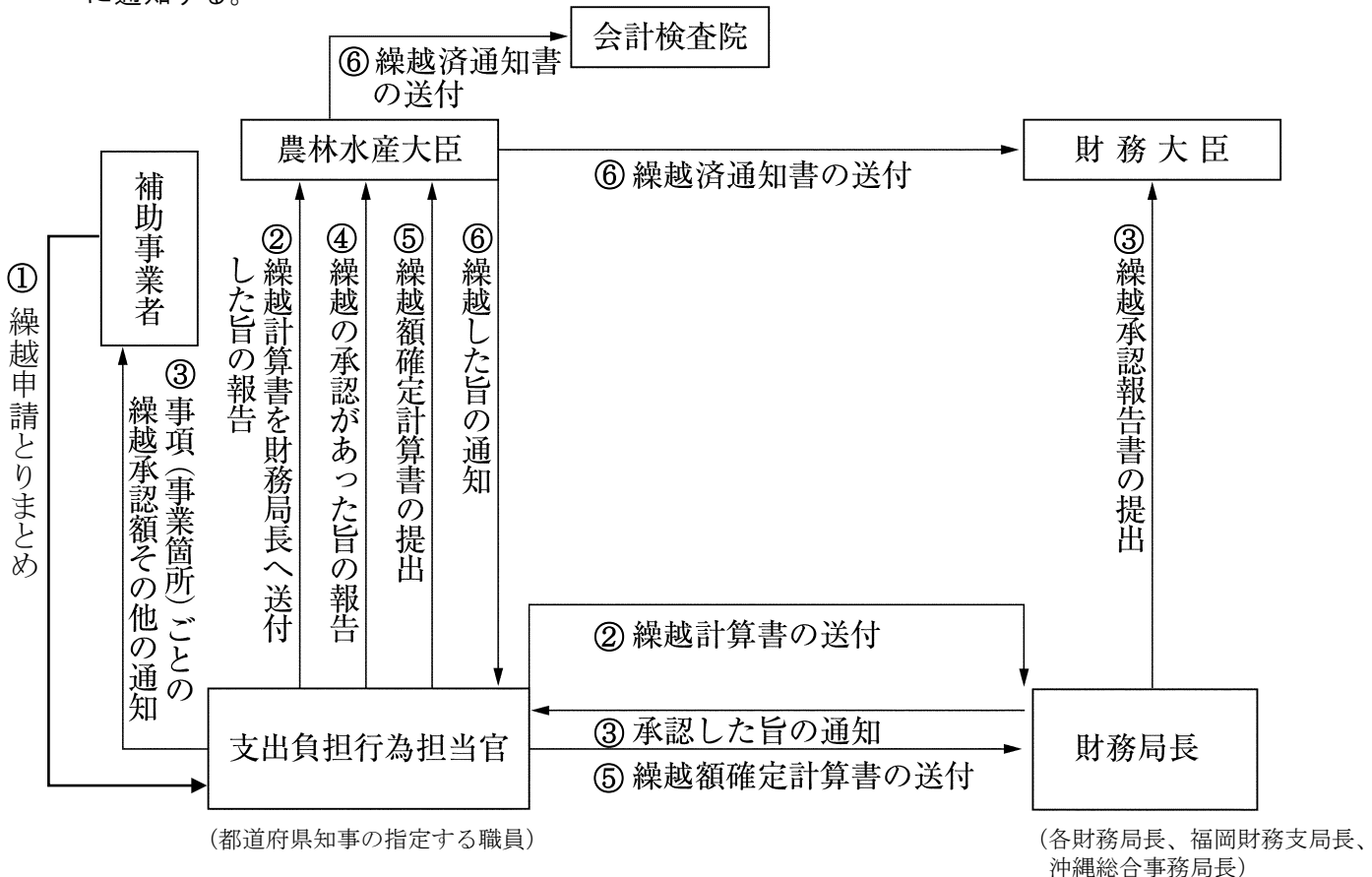
<参考資料>

- 漁港漁場関係事業事務必携 令和4年度(公益社団法人全国漁港漁場協会)
第9章 繰越関係
- 繰越しガイドブック《改訂版》(令和2年6月財務省主計局司計課)

繰越しガイドブックp.31

(2) 各省各庁の長が繰越しの手続に関する事務を支出負担行為担当官等に委任している場合

- ① 都道府県は、管下市町村等から繰越申請を取りまとめる。
- ② 支出負担行為担当官等は、繰越計算書を作成して財務局長等に提出。その旨農林水産大臣へ報告する。
- ③ 財務局長等は、提出された繰越計算書を審査し、承認した場合には、支出負担行為担当官等へ承認した旨通知し、歳出予算繰越承認報告書を作成し、財務大臣に提出する。
- ④ 支出負担行為担当官等は、繰越承認の通知があった場合には、その旨を各省各庁の長に報告する。
- ⑤ 支出負担行為担当官等は、繰越しを必要とする額が確定したときは、繰越額確定計算書を作成して農林水産大臣へ申請し、財務局長等へ送付する。なお、後日当該繰越額確定計算書の記載事項について、変更する必要が生じた時は、速やかに訂正し当該財務局長等へ送付する。
- ⑥ 農林水産大臣は、支出負担行為担当官等から送付された繰越額確定計算書に基づいて繰越しをしたとき、繰越済通知書を作成して財務大臣及び会計検査院へ送付し、その旨支出負担行為担当官等に通知する。



繰越しに係る事務の流れ

Ⅲ 事業の執行と台帳調製

Ⅲ-① 工事設計書の作成

水産基盤整備事業補助金等交付申請書には、工事設計書(設計総括表、工事費内訳書、計画平面図、断面図、縦断面図、標準断面図及び安定計算表、写真等)を添付して提出する。工事設計書は、交付申請までに水産庁の審査ヒアリングを受けて、承諾を得ておくことが必要である。承諾の際に工事設計書表紙に水産庁担当官の承諾サインを入れるので、交付申請ではその表紙を添付することとしている。

工事設計書の審査ヒアリングは、随時受け付けているが、気象・海象条件による適正工期の制約や資材・労務者等確保のための発注時期の平準化等のため、新年度となって速やかな工事発注が必要な場合に対応するため、工事実施の前年度の1月～3月に早着ヒアリングを実施している。

また、標準断面及び安定計算表など施設の設計内容を決定するための工法協議については、工事設計書の審査ヒアリングに先立って行うことを原則としている。なお、工法協議は新規断面(初めて工法協議を行う断面)のみ受ければよく、継続断面(既に工法協議を行った断面)はこの限りではない。

(工事費内訳書等)

- 工事費内訳書等は、「水産基盤整備事業、海岸整備事業、地方創生汚水処理施設整備推進交付金及び地方創生港整備推進交付金の事務要領」(令和4年4月1日付け3水港第2433号)の第5「申請書等の作成方法」に基づいて作成する。
- 工事費内訳書等の作成に当たっては、漁港漁場関係事業事務必携(令和4年度版)の第3章「補助金等の交付申請書の作成」及び付録「Ⅰ 安定計算表の様式」を参考にできる。

(工法協議)

- 工法協議及びその資料の作成については、漁港漁場関係事業事務必携(令和4年度版)の2.3.3「工法協議」を参考にできる。

(漁港・漁場の施設の設計)

- 漁港・漁場の施設の設計に当たっては、設計実務の的確かつ効率的な推進を可能とするため、性能規定化に対応した漁港・漁場の施設の設計に必要な知見や手法等を解説した「漁港・漁場の施設の設計参考図書2015版」を参考にできる。

<関連する通知等>

- 水産基盤整備事業、海岸整備事業、地方創生汚水処理施設整備推進交付金及び地方創生港整備推進交付金の事務要領(令和4年4月1日付け3水港第2433号)
- 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針の細目について(平成27年7月17日付け27水港第1588号)

<参考になる資料等>

- 漁港・漁場の施設の設計参考図書2015版(水産庁)
漁港漁場関係事業事務必携 令和4年度(公益社団法人全国漁港漁場協会)

施工者	費目	工種	区分	数量	単位	単価	金額	備考
●●●	工事費							
	本工事費	第3西防波堤						
				1.5	m	640,000	960,000	50tブロック製作据付37個
				1.5	m	13,564,000	20,346,000	
				1	式		15,000	敷設板
							24,693,000	
				1	式		993,000	回航費、運搬費、事業損失防止施設費（汚濁防止膜）
				1	式		10,678,000	岩繰費（快通トイレ）
				1	式			
							36,364,000	
				10	%		3,636,000	
							40,000,000	

変更工事費内訳表の記載は、
 ・工事内容に変更がない工種については、
 詳細な区分の記述を省略することも可能です。

工事費内訳表

施工者	費目	工種	区分	数量	単位	単価	金額	備考
		東防波堤						【本港地区】
			海上地盤改良工	250	m		189,000,000	
			基礎工	1	式		7,033,000	長有地 D=15.5km
			本体工[塙所打式]	250	m	665,000	16,625,000	
			被覆・根固工	250	m	1,864,000	46,600,000	
			上部工	1	式		4,032,000	2t製作据付89個、据付49個 根固方塊6.23t据付25個
			付属工	250	m	286,000	7,150,000	
			消波工	1	式		281,000	灯標移設
			構造物撤去工	250	m	1,056,000	26,400,000	12t製作据付140個、据付86個
			仮設工	1	式		1,294,000	被覆2t撤去49個、根固方塊6.23t撤去5個 消波12t撤去86個
			敷設板	1	式		586,000	敷設板
			直接工事費計				110,001,000	
			間接工事費（積上分）	1	式		6,298,000	運搬費、岩繰費（快通トイレ）
			間接工事費（率分）	1	式		55,520,000	
			工事価格				171,819,000	
			消費税相当額	10	%		17,181,000	
			計				189,000,000	

工事費内訳表

施工者	費目	工種	区分	数量	単位	単価	金額	備考
	測量設計費						41,000,000	
		設計	実施設計	1	式		2,000,000	【本港地区】 第3西防波堤
		設計	実施設計	1	式		2,000,000	【本港地区】 東防波堤
		設計	構造実施設計	1	式		24,970,000	【本港地区】 -3.5m岸壁 耐震、耐津波設計
		設計	実施設計	1	式		2,000,000	【本港地区】 -3.0m岸壁
		構算・工事監督	施工管理	1	式		1,700,000	【本港地区】 東防波堤
		構算・工事監督	漁港漁場CALS	1	式		30,000	【本港地区】 -3.0m岸壁
		構算・工事監督	積算資料作成	1	式		1,500,000	【本港地区】 第3西防波堤
		構算・工事監督	積算資料作成	1	式		1,500,000	【本港地区】 東防波堤
		構算・工事監督	積算資料作成	1	式		1,500,000	【本港地区】 -3.5m岸壁
		構算・工事監督	積算資料作成	1	式		1,500,000	【本港地区】 -3.0m岸壁
		構算・工事監督	積算資料作成	1	式		1,500,000	【本港地区】 第3西防波堤
		台帳等整備	技術審査	1	式		1,000,000	【本港地区】 東防波堤
		台帳等整備	漁港台帳更新	1	式		1,300,000	

<計画平面図>

測量設計費

第3西防波堤

設計 実施設計 1式
 構算・工事監督 積算資料作成 1式
 構算・工事監督 技術審査 1式

-3.5m岸壁

設計 構造実施設計 1式
 構算・工事監督 積算資料作成 1式

東防波堤

-3.0m岸壁

設計 実施設計 1式
 構算・工事監督 施工管理 1式
 構算・工事監督 積算資料作成 1式
 台帳等整備 漁港台帳更新 1式

地区()	漁港番号	種別	所管	事業主体	管理者	施工場所
水産漁業整備整備事業 計画平面図		第2種				

○ ○ 当初申請



地区 ()	漁港番号	種別	所管	事業主体	管理者	施工場所
水産流通基盤整備事業 計画平面図		第2種				

〇〇 当初申請

測量設計費	設計	実施設計	1式
第3西防波堤	精算・工事監督	精算資料作成	1式
	精算・工事監督	技術審査	1式
東防波堤	設計	実施設計	1式
	精算・工事監督	施工管理	1式
	精算・工事監督	精算資料作成	1式
	台帳等整備	漁港台帳更新	1式
-3.5m岸壁	設計	構造実施設計	1式
	精算・工事監督	精算資料作成	1式
-3.0m岸壁	設計	実施設計	1式
	精算・工事監督	漁港漁場CALS	1式
	精算・工事監督	精算資料作成	1式

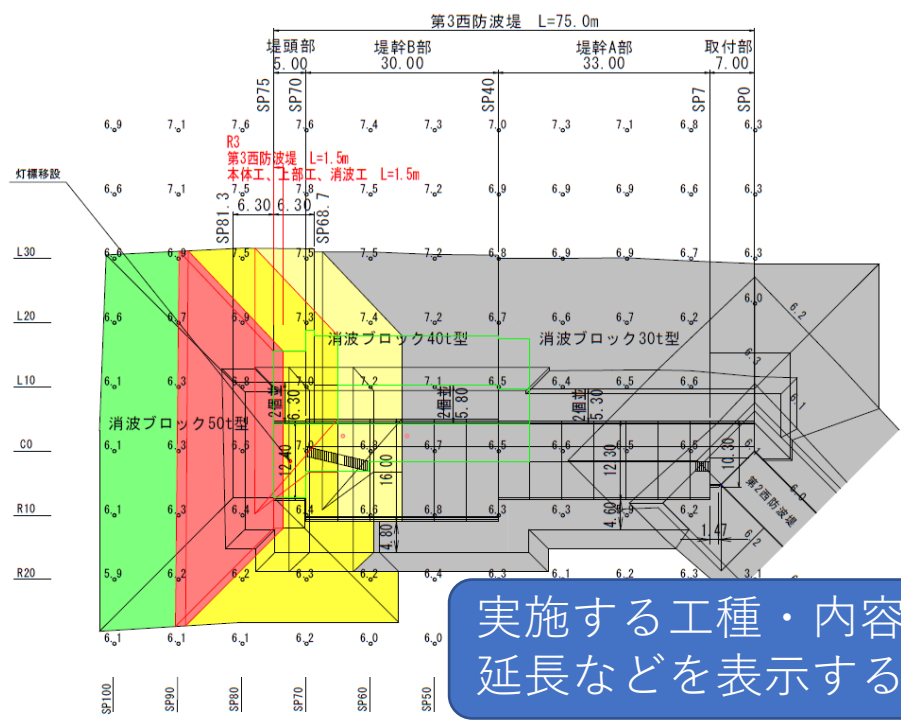


補足説明

- ・ 特殊な工種や特筆すべきことがない場合には図面等の添付の必要ありません。
- ・ 申請工種で複数の工区がある場合には、代表工区の平面図、縦断面図、「標準断面図は(安定計算表の添付図で代用)」、安定計算表の添付でかまいません。

<平面図>

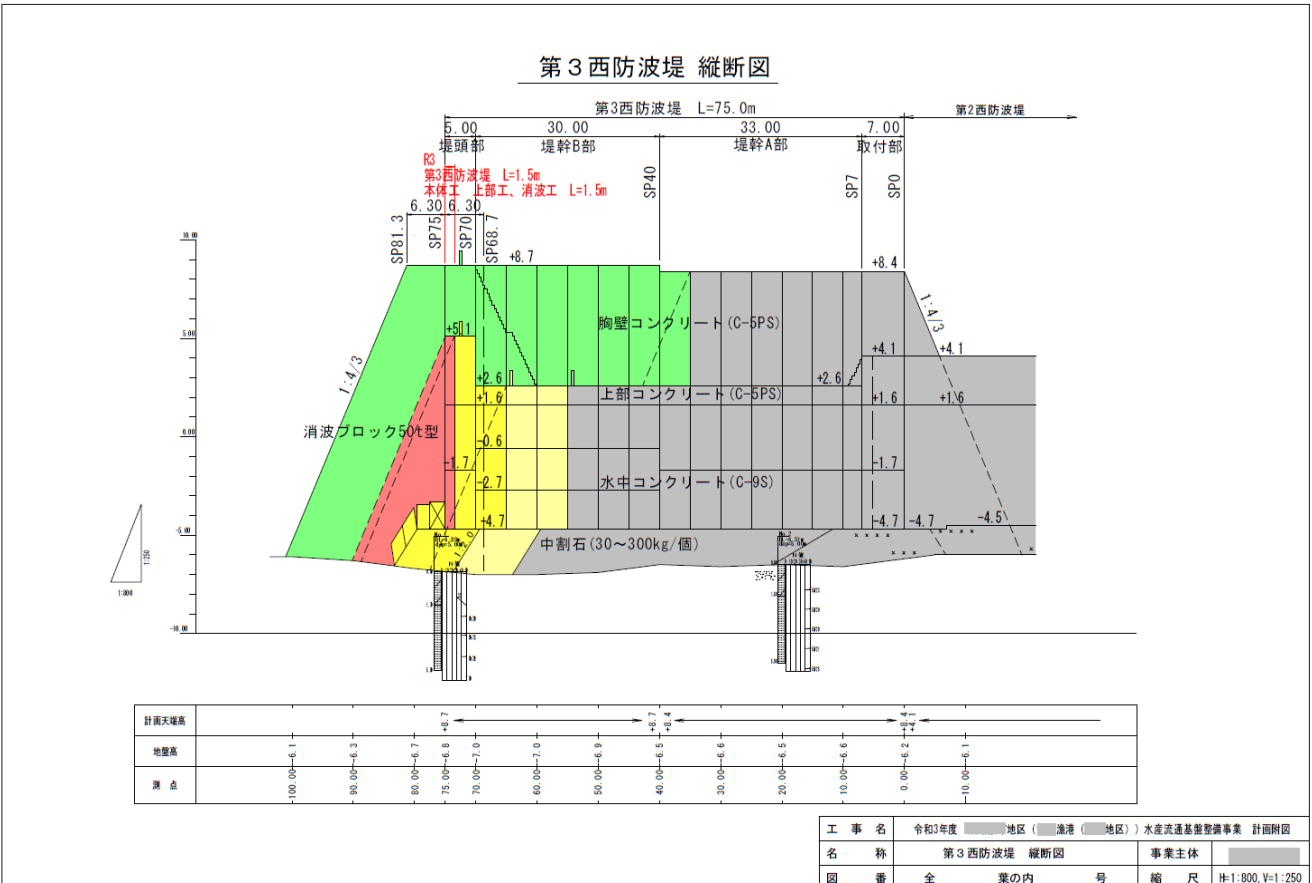
第3西防波堤 平面図



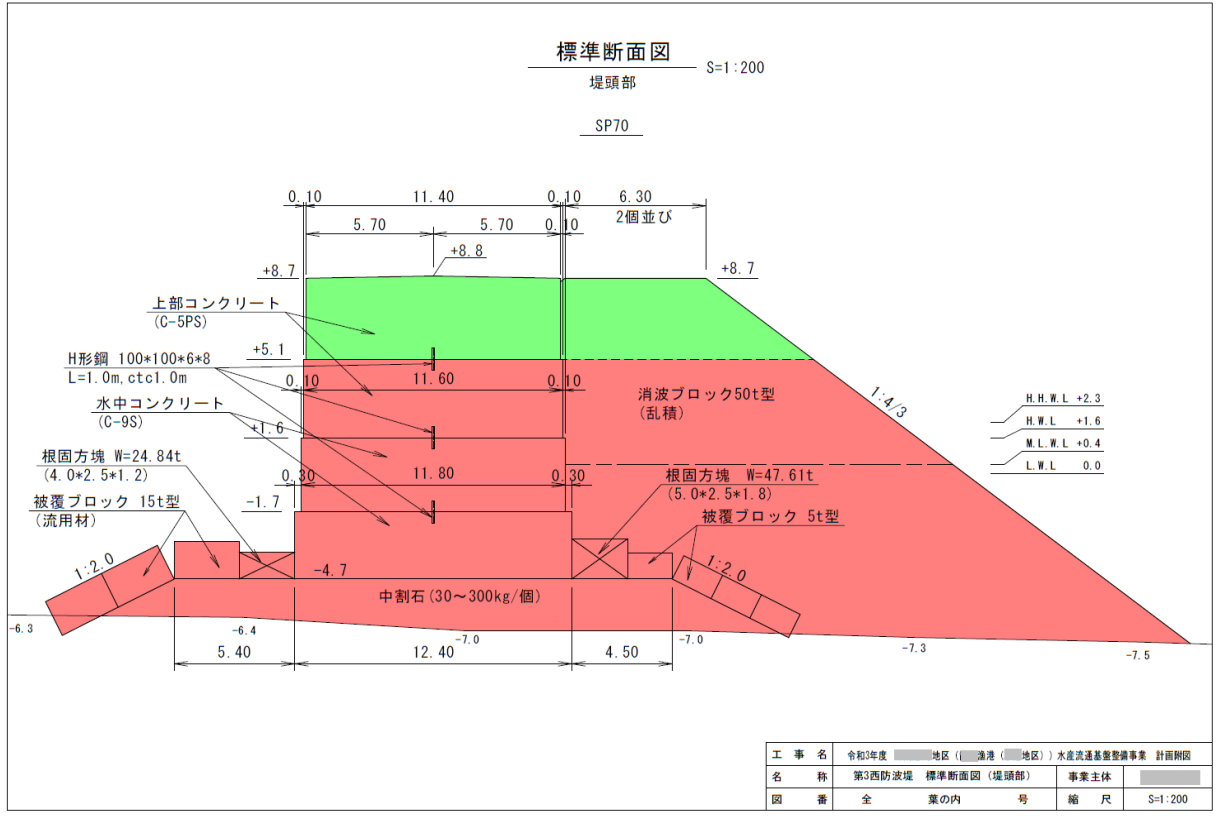
実施する工種・内容を明示し、延長などを表示する。

工事名	令和3年度 地区 () 漁港 () 地区) 水産流通基盤整備事業 計画平面図
名称	第3西防波堤 平面図
図番	全 業の内 号 縮尺 1:800

<縦断面図>



<標準断面図>

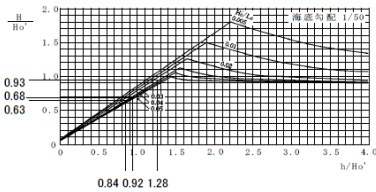


<安定計算表>

安定計算表

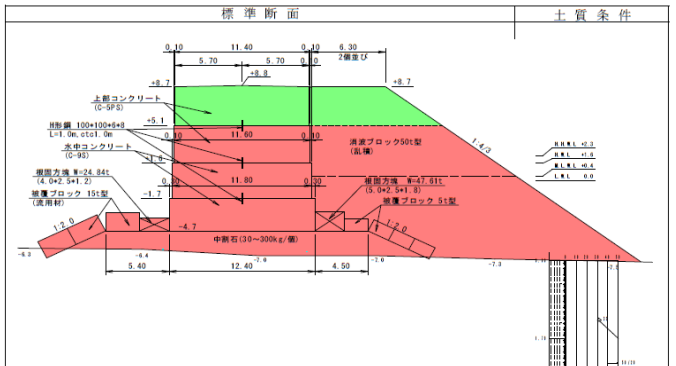
都道府県名		事業名	漁港名	漁港番号	工種名	工区名	着工年度
		水産流通基盤			第3西防波堤	堤頭部	H27
設計条件							
潮位	H.H.W.L.	+2.3m	波高(Ho)	10.8m	堤前波高(H)	6.5m	
	H.W.L.	+1.6m	波長(Lo)	297.1m	5H堤前波高(H)	(30年)7.0m,(5年)6.9m	
	L.W.L.	±0.0m	主方向	SE	周期(T)	13.8 sec	
	海底勾配	1/50	推算法	スペクトル法(MRI)	入射角	8±15°	
	設置水深	-7.0	船舶係留の有無	無	基礎地盤の地質	砂礫	
備考	・換算沖波波高はエネルギー平衡方程式を使用した。 ・設置点 ※天端高計算用 $H_o=10.8 \times 0.95=10.26m, H=10.26 \times 0.63=6.5m$ ・5H沖区間波高(30年確率波) ※完成時安定計算用 $H=10.26 \times 0.68=7.0m$ ・沖波工先波高(30年確率波) ※消波工質量算定用 $H=10.26 \times 0.68=7.0m$						
	・5H沖区間波高(5年確率波) ※暫定時安定計算用 $H_o=8.140, 9.1=7.37m, H=7.37 \times 0.93=6.9m$ ・設計震度 $k=0.21$ (発生頻度の高い津波を生じさせる地震動から求める設計震度)を用いる。(黒本 外郭 $K=0.15$)						

解析モデル		検討モデル領域における沖側境界条件					
エネルギー平衡方程式	格子間隔(m)	沖側地盤 G.H.	潮位 H.W.L.	水深(hm)	入射波高 Ho	周期T(s)	入射波向
	100.0m	-147.0m	+1.6m	148.6m	10.8m	13.8sec	SE
	換算沖波算定結果						
	地点	水深(hm)	屈折・回折係数等	浅水係数	入射波向		
	砕波点	-15.0m	0.95	-	N143.7°		



設置点	5H前	5H前	法先
h/H_o	0.84	0.92	1.28
H/H_o (Ks)	0.63	0.68	0.93
	(30年)	(30年)	(5年)

		設計計算				(継続断面)	
天端高	天端高	+8.7m	滑動	1.764 >1.2	端趾圧	P1	*497.683
	算定式	$1.0H_{50}+H.W.L.+ \eta$		1.473 >1.2			294.817
既設天端高	既設天端高	-	転倒	2.203 >1.2	P2		431.888
				2.395 >1.2			0.000
安全率	安全率	-	偏心傾斜	1.184 >1.0	捨石底面	P1'	-
				3.311 >1.0		P2'	-
波圧算定式	波圧工付公式	$p=L \cdot 0.7 H \cos \beta$	直線すべり	1.747 >1.2	地盤反力		
	全波力	940.310 kN/m	円形すべり	-		基礎地盤支持力の算定	q_{90}
消波ブロックの質量算定		W =	47.345 t以上				
備考	・天端高の算定 $1.0H_{50}+HWL+ \eta=1.0 \times 6.5+1.6+0.6=8.7m$ ・消波ブロック質量の算定(パドソン公式) $W=2.3 \times 7.0^2 / (10.0 \times (2.3/1.03-1)^2 \times 4/3) \times 1.5=47.345t$ 以上とし、経済比較より50t型とする。 ・堤体幅の決定 完成時:堤体幅=12.3mの時、端趾圧 $p1=504.498/500$ で安定しないため、 $B=12.4m$ とする。 ・安全率は、上段:完成時(30年)、中段:暫定時(5年)上部上段無し)、下段:地震時($K=0.21$)とする。 ・打継ぎ部の検討 [+5.1] 滑動 $Fs=1.517 >1.2$ 、H形鋼 $L=1.0m$ を1本/m配置する。 [+1.6] 滑動 $Fs=2.045 >1.2$ 、H形鋼 $L=1.0m$ を1本/m配置する。 [-1.7] 滑動 $Fs=1.851 >1.2$ 、H形鋼 $L=1.0m$ を1本/m配置する。						



<航空写真・施工箇所写真>

事業施工箇所写真(本港地区)



補足説明

可能であれば、整備対象施設全体が写っている写真を添付ください。

平成29年10月撮影

第3西防波堤



東防波堤

令和〇年〇月撮影

漁港内の静穏状況写真（本港地区）

振込波の進入により1.0m程度のうねりが発生。
うねりの発生により船が揺れている。



の船が左右に揺れている。

↑係船ロープに余裕あり
↓係船ロープが張り危険な



補足説明
整備目的が明確な施設については、「必要性を示す写真」の添付の必要はありません。

令和〇年〇月撮影

添付する写真は、整備目的がわかる代表的なものを、
（例）・機能保全事業以外の場合 港内静穏度向上、防波堤嵩上げに係るものなど
・機能保全事業の場合 保全工事、計画の見直しに係る施設など

工事設計書の記載例 「機能保全事業の場合」
 <工事設計書表紙・チェックリスト（例2）>

別紙1-1

主要チェックリスト(「適否」欄について、適正な場合は場合V、該当がない場合は-と記入すること。)

(当初・変更・ゼロ国・一部国費付国債)	
(第 回変更)	
(北海道・本土・離島・沖縄・奄美)	
(直接補助・間接補助)	
(内枠・満額)	
*該当個所に○	
令和○年度	
○○地区(○○漁港、○○漁場)	
○○事業工事設計書	
(ネーミング事業名)	
事業主体(●●県)	
都道府県の審査担当者	●● ●●
都道府県の担当者の意見	

チェック内容		適否
事前 手 続 等	(1) 特定漁港漁場整備事業計画と整合しているか。承認(変更)手続きは完了しているか。 変更承認年月日()	
	(2) 事業基本計画(及びネーミング事業の計画)と整合しているか。承認(変更)手続きは完了しているか。 (変更)承認年月日() ネーミング事業計画(変更)承認年月日()	
	(3) 他事業・計画との調整が図られているか。	
	(4) 事業が漁港区域内で行われているか。(漁港施設整備、漁港保全に限る。) (変更)告示年月日()	
	(5) 適化法、漁港法に規定された財産処分の手続きは完了しているか。 承認年月日()	
	(6) 理立免許は取得済みか。免許年月日() 竣工期限()	
	(7) 道路、河川、自然公園部局等との協議、手続きは完了しているか。 協議等完了年月日()	
	(8) その他、事業実施に当たり必要な法定手続きは完了しているか。	
	(9) 事業実施に際し関係機関との調整は済んでいるか。	
	(10) 法令、補助金交付要綱等の定めに従っていないか。	
設計 積算 等	(1) 天端高等の基本的諸元の考え方は県下統一基準に合致しているか。	
	(2) 施設の構造細目が県下統一基準に合致しているか。	
	(3) 積算基準、使用単価は適正か。標準積算外は見積もり等を活用しているか。また、県下統一基準に合致しているか。	
	(4) 工事・業務の工期設定について、適切に設定されているか。	
	(5) 環境に配慮された設計等になっているか。	
申請 額 等	(1) 申請国費は内示額以内か。国費(補助率)の算定に誤りはないか。	
	(2) 補助金交付申請に必要な書類がそろっているか。事業実施に必要な工事費・測量設計費は計上しているか	
	(3) 所定の様式、図面、着色等が適切に作成されているか。	
備考	●/● ■■	

注意点、補足説明は(例1)と同じ

<設計総括表>

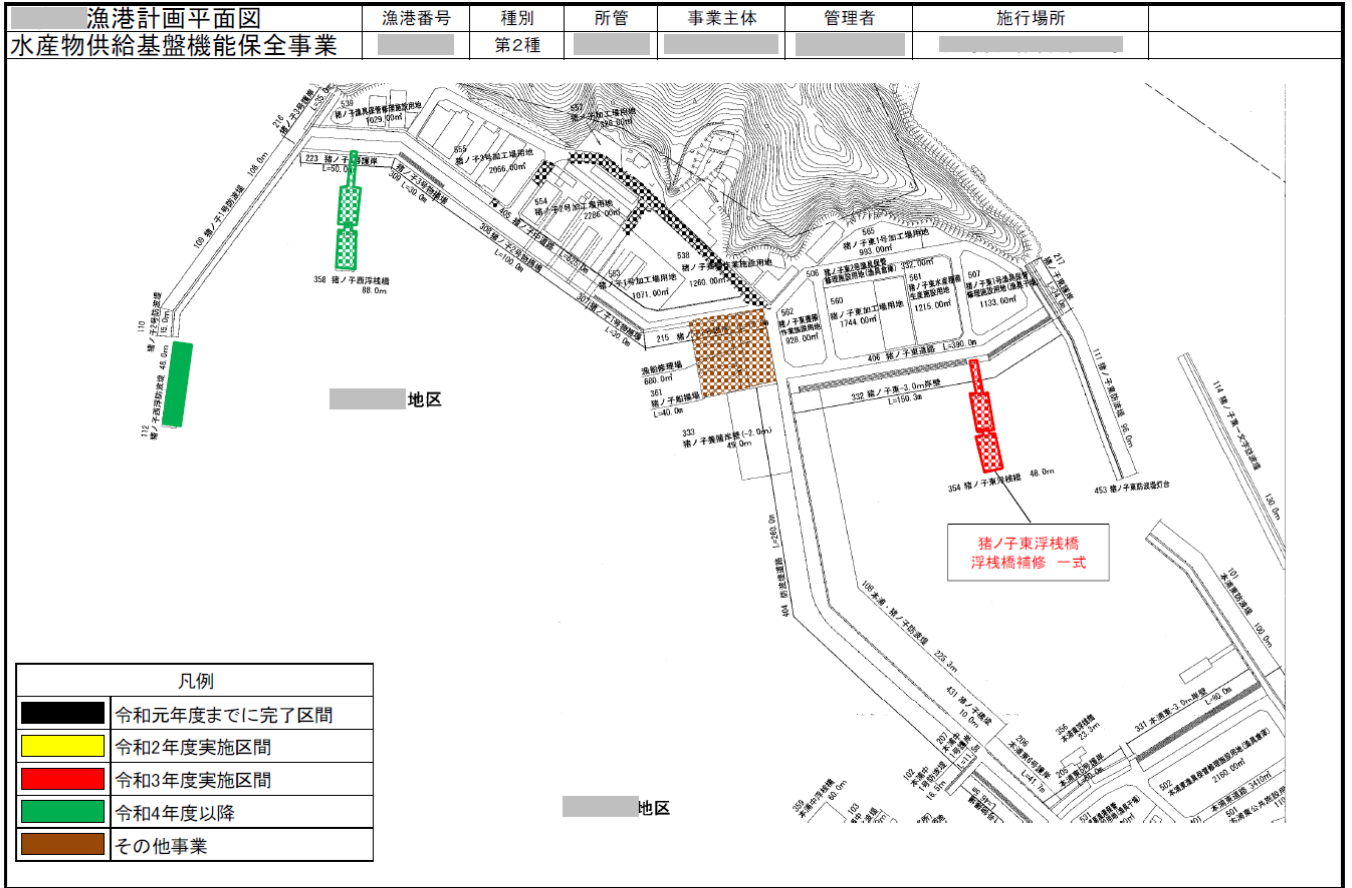
設 計 総 括 表											
水産物供給基盤機能保全事業						地区					
事業 主体	漁港名	費 目	工 種	数 量	事業費	国 費	国 費 算 定 内 訳				参 考
							80.60.55/100		補助率		
							事業費	国費	事業費	国費	
	漁港	事業費			19,400,000	11,640,000	19,400,000	11,640,000			
		工事費			19,400,000	11,640,000	19,400,000	11,640,000			
		本工事費			19,400,000	11,640,000	19,400,000	11,640,000			
		猪ノ子東浮棧橋			1基	19,400,000	11,640,000	19,400,000	11,640,000		係留施設(60/100)

<工事費内訳表>

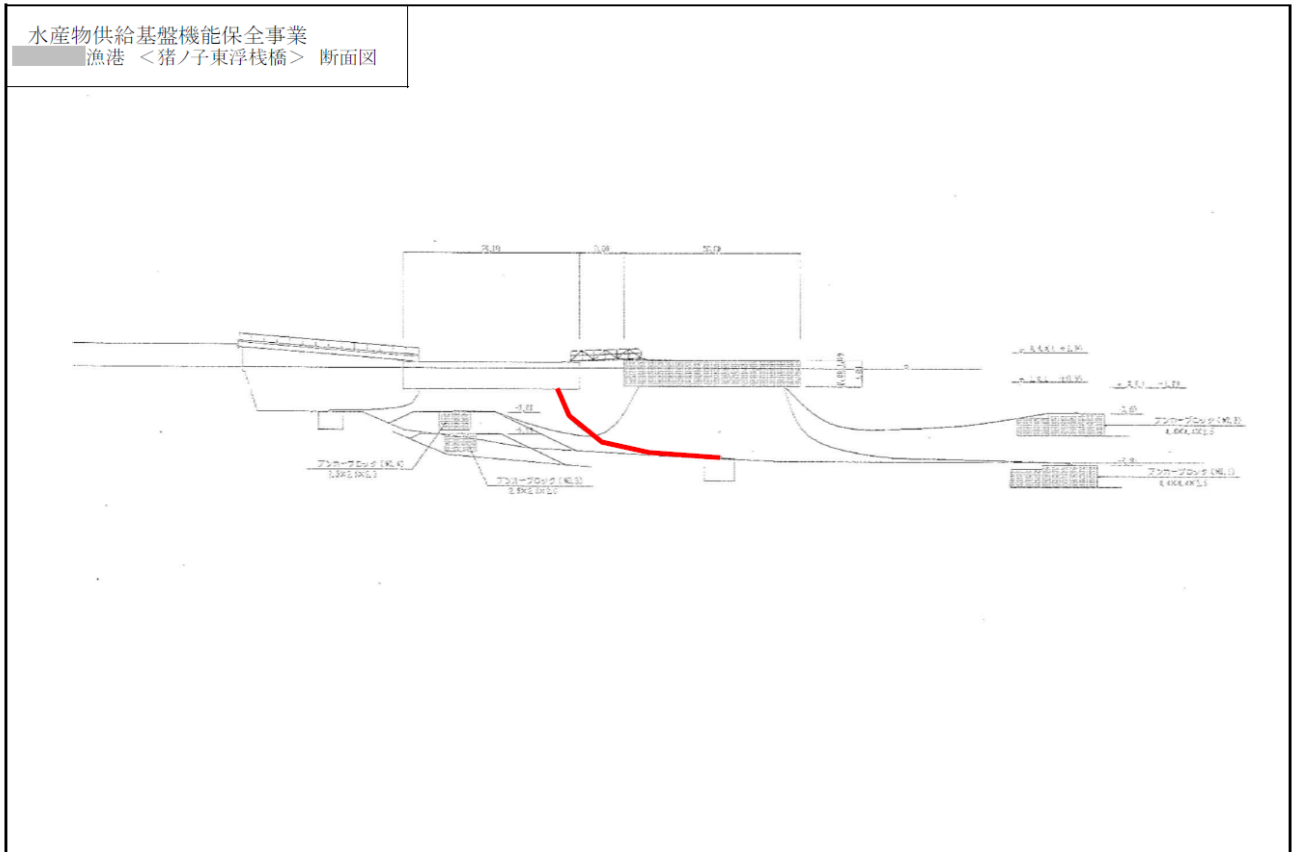
工事費内訳表

事業主体	漁港名	費目	工種	区分	数量	単位	単価	金額	備考
		工事費						19,400,000	
		本工事費						19,400,000	
			猪ノ子東浮棧橋		1	基		19,400,000	係留施設(浮棧橋)
				浮棧橋補修	1	式	10,700,000	10,700,000	チェーン設置撤去工 アンカーチェーン 3種φ81 N=1本
				諸経費等				8,700,000	

<計画平面図>



<断面図>



(平成29年9月撮影)



猪子東浮棧橋

(令和元年10月撮影)



チェーン劣化状況



添付する写真は、整備目的がわかる代表的なものを、
 (例) ・機能保全事業以外の場合 港内静穏度向上、防波堤嵩上げに係るものなど
 ・機能保全事業の場合 保全工事、計画の見直しに係る施設など

(参考) 漁港漁場整備事業の主な工種区分一覧表

事業名	工種
水産物供給基盤整備事業のうち、漁港施設の整備	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤、胸壁、岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、船揚場、泊地、航路、鉄道、道路、駐車場、橋、運河、漁港施設用地、水産種苗生産施設、養殖用作業施設、荷さばき所、製氷、冷凍及び冷蔵施設、加工場、漁港浄化施設、水産物流通センター、電源施設
水産物供給基盤整備事業のうち、漁場の施設の整備	魚礁、着定基質、消波施設、海水交流施設、中間育成施設、用地、区画施設、底質改善、人工海底山脈、湧昇流発生装置、音響給餌ブイシステム
水産環境整備事業	魚礁、着定基質、消波施設、海水交流施設、中間育成施設、用地、区画施設、底質改善、人工海底山脈、湧昇流発生装置、音響給餌ブイシステム、作れい、水深確保、漁場観測施設、たい積物の除去、導水施設、覆砂、干潟、突堤、離岸堤、土砂流入防止施設、循環ポンプ、水質浄化施設、廃油処理施設、清掃船、廃船処理、放置座礁船の処理等
水産生産基盤整備事業	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤、胸壁、岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、船揚場、泊地、航路、鉄道、道路、駐車場、橋、運河、漁港施設用地、水産種苗生産施設、養殖用作業施設、荷さばき所、製氷、冷凍及び冷蔵施設、加工場、漁港浄化施設、水産物流通センター、電源施設、魚礁、着定基質、消波施設、海水交流施設、中間育成施設、用地、区画施設、底質改善、人工海底山脈、湧昇流発生装置、音響給餌ブイシステム、作れい、水深確保、漁場観測施設、たい積物の除去、導水施設、覆砂、干潟、突堤、離岸堤、土砂流入防止施設、循環ポンプ、水質浄化施設、廃油処理施設、清掃船、廃船処理、放置座礁船の処理等
漁村整備事業	漁業集落道、水産飲雑用水施設、漁業集落排水施設、防災安全施設、緑地・広場施設、用地等

(出典) 水産基盤整備事業、海岸整備事業、地方創生汚水処理施設整備推進交付金及び地方創生港整備推進交付金の事務要領 (令和4年4月1日付け3水港第2433号)

Ⅲ-② 発注関係事務

公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、品確法という。)では、公共工事は、経済性に配慮しつつ、価格と品質が総合的に優れた内容の契約を行うこととされ、発注者は「発注関係事務」を適切に行い、必要に応じて「発注者支援機関」の活用を努めることなどが規定されている。

漁港漁場整備事業の事業主体は、工事の品質確保のため、仕様書及び設計書等の契約図書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約相手方の決定、工事の監督・検査などの発注関係事務を適切に実施することが必要である。

漁港漁場整備事業では、補助事業等の対象となる漁港漁場整備事業の施行に必要な発注関係事務(積算、技術審査、工事監督及び検査等)に係る業務委託については、「測量設計費」で支弁することができるとしている。なお、支弁の対象であるか否かについて判断が難しい場合には、個別に水産庁整備課企画班に相談されたい。

ただし、発注関係事務を委託する機関については、水産関係公共事業全般に対する知見、工事の対象とする施設に対する技術的能力等に配慮しつつ、公平性、中立性、法令の遵守、秘密保持の確保ができる者を選定する必要があることに留意する。

- 漁港漁場整備事業の事業主体は、発注関係事務の実施に際しては、「水産基盤整備事業工事等の今後の取組方針について」(平成18年2月28日付け17水港第2760号)、「水産基盤整備事業等における品質確保促進ガイドライン」(平成19年3月水産庁漁港漁場整備部)を踏まえて適切に対応する。
- 実際の発注関係事務の実施に当たっては、「漁港漁場関係事業事務必携」、積算等の各実務に関する参考図書等を作成しており、参考にできる。なお、参考図書等は水産庁HP (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/supply/sonota/>) で掲載している。
- 専門的な知見や技術的な支援が必要な場合には、「水産基盤整備・維持管理に係る市町村支援のための連絡協議会」が公表している「水産基盤整備・維持管理に係る市町村支援の具体的内容について」(令和元年6月)を踏まえ、相談することも有効である。
(<http://www.fidec.or.jp/shichouson-shien>)

<関連する通知及び参考になる資料等>

(契約図書の作成)

- 「品確法の発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」(令和2年1月30日改正,公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議)「現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成」 (<http://www.mlit.go.jp/tec/content/200130reiwaunyousshishin.pdf>)
- 漁港漁場関係工事共通仕様書新旧対照表(水産庁漁港漁場整備部)
(最新情報は、<http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/supply/sonota/>の「共通仕様書等」に掲載)
- 漁港漁場関係工事共通仕様書(公益社団法人全国漁港漁場協会)
- 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(平成30年5月,水産庁漁港漁場整備部)
(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/supply/sonota/attach/pdf/index-34.pdf>)

(積算等)

- 漁港漁場関係工事積算基準新旧対比表(水産庁漁港漁場整備部)
- 船舶および機械器具等の損料算定基準新旧対比表(水産庁漁港漁場整備部)
- 漁港漁場関係事業に適用する設計業務委託等技術者単価(水産庁漁港漁場整備部)
(上記事項に関する最新情報は、<http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/supply/sonota/>の「積算基準等」に掲載)
- 漁港漁場関係工事積算基準(公益社団法人全国漁港漁場協会)
- 船舶および機械器具等の損料算定基準(公益社団法人全国漁港漁場協会)
- [月刊]積算資料(一般財団法人経済調査会)※可能な限り最新版を活用すること。
- [月刊]建設物価資料(一般財団法人建設物価調査会)※可能な限り最新版を活用すること。

(入札及び契約の方法及び契約相手の選定)

- 「品確法の発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」(令和2年1月30日改正,公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議)「工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について」
(<http://www.mlit.go.jp/tec/content/200130reiwaunyoushishin.pdf>)

(工事の監督・検査)

- 漁港漁場整備事業等請負工事監督・検査要領(平成23年8月4日23水港第1383号)
- 漁港漁場関係工事共通仕様書(公益社団法人全国漁港漁場協会)の共通仕様書

(工事中及び完成時の施工状況の確認・評価)

- 漁港漁場関係工事共通仕様書(公益社団法人全国漁港漁場協会)の共通仕様書、付属資料「施工状況検査一覧表」及び品質・出来高・写真管理基準

Ⅲ-③ 実績報告と額の確定

補助金等の交付決定によって始まった補助事業等は、額の確定をもって終わることになる。額の確定を行うためには、事業が補助事業等の交付決定の内容、条件等に適合して行われたかどうか、また、事業の精算が適正に行われたかどうかを調査確認することが必要となる。このため、補助事業者等は、適正化法の規定により、事業の遂行状況及び成果等を報告することが義務づけられている。

(事業遂行状況報告書)

- 適正化法第12条の規定による報告は、水産基盤整備事業補助金交付要綱第12の規定によって、補助金の交付のあった年度の各四半期(第4・四半期を除く。)末日現在において事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までにこれを提出する。
- 事業遂行状況報告書の様式は、交付要綱別記様式第7号を用いる。ただし、「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」に係る報告を農林水産大臣に行っている場合は省略することができる。

(実績報告書等)

- 補助事業等が完了した時は、適正化法第14条の規定に基づき、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書(繰越の場合は年度終了報告書)を提出する。
- 実績報告書の様式は、交付要綱の別紙様式第8号及び第9号、年度終了報告書の様式は、交付要綱の別紙様式10号を用いる
- 実績報告書を提出する期日は、規則第6条の規定に基づき、補助事業等の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとなっている(なお、交付先が地方公共団体であり、確定額と同額の前金払又は概算払を受けている場合(繰越の場合を除く。))は、補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の6月10日までとするとなっている。)
- 年度終了報告(繰越の場合)を提出する期日は、交付要綱第13第2項の規定により、翌年度の4月30日までとなっている。

(額の確定)

- 補助事業等の完了等の成果の報告を受けた場合、国は適正化法第15条の規定に基づき、報告書等書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、交付決定の内容等に適合すると認めるときは、補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知することとなっている。
- 補助事業者等は、既に確定額を超える補助金等の交付を受けている場合、適正化法第18条の規定に基づき、その超える額を国庫に返還しなければならない。

<関連する通知等>

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)
- 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)
- 水産基盤整備事業補助金交付要綱(平成13年4月13日付け12水港第4494号)

<参考になる資料等>

- 漁港漁場関係事業事務必携 令和4年度(公益社団法人全国漁港漁場協会)

水産基盤整備事業補助金実績報告書

号

年 月 日

知事

年度水産基盤整備事業を下記のとおり実施したので、水産基盤整備事業補助金交付要綱第14の規定に基づき報告する。

記

1. 漁港別又は地区別事業実績表 → (次頁上段参照)

2. 事業完了年月日

3. 事業実績総括表 → (次頁中段参照)

4. 工事費実績内訳表 → (次頁下段参照)

5. 取得財産調書

該当なし → 該当がある場合は交付要綱別紙様式第8号により取得財産調書を添付

Ⅲ-④ 漁港台帳の調製

漁港管理者は、漁港漁場整備法第36条の2の規定によって、その管理する漁港について漁港台帳を調製しなければならないとされている。このため、漁港管理者は、その管理する漁港については、その現状を把握し、適切な管理を行うため、関係法令等に基づいて、漁港台帳を調製し、請求があったときには閲覧に供しなければならない。

漁港施設は、施設の種類も多岐にわたり、整備のための事業も多様であり、事業完成までに長期間を要するのが通例である。また、近年は老朽化点検に基づく漁港施設の長寿命化対策を進めており、その管理する施設の経緯、現状等を明確にする上でも漁港台帳の適切な整備は必要不可欠である。

なお、漁港管理者が自ら造成した施設以外にも、寄付により取得したもの、他の公共団体から管理の委託を受けたもの、公用水面の埋め立ての免許条件によって漁港管理者に帰属した施設や土地等についても、漏れることなく台帳に記載する必要がある。

この他、漁港台帳は、普通交付税の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料としても用いられることとなっており、漁港においては、前年3月31日現在において漁港台帳に記載されている係留施設の延長及び外郭施設の延長とされている。

したがって、漁港台帳については、常に施設の現状を正確に把握しておくことが必要であり、漁港管理者は、工事等に伴って漁港台帳の記載事項に変更があったときにはその都度台帳に記載しなければならない。

なお、災害が生じた場合、漁港台帳に記載されていない施設(構造、延長も含む。)については、公共土木施設としての復旧対象とならないので、台帳の調製に際しては注意しなければならない。

【漁港漁場整備法】

(漁港台帳)

第三十六条の二 漁港管理者は、その管理する漁港について、漁港台帳を調製しなければならない。

2 漁港台帳に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

【漁港漁場整備法施行規則】

(漁港台帳に記載すべき事項等)

第九条 漁港台帳には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 漁港の名称、種類、所在地及び区域
- 二 漁港施設の種類、名称、所在地、構造及び規模又は能力
- 三 漁港施設の所有者及び管理者
- 四 漁港施設の建設又は取得の年月日
- 五 漁港施設の建設又は取得の価格
- 六 その他漁港の維持管理上必要な事項

2 漁港台帳の様式は、農林水産大臣が告示で定める。

3 漁港台帳には、農林水産大臣が告示で定める図面を添付しなければならない。

4 漁港管理者は、第一項の漁港台帳の記載事項に変更があつたときは、変更に係る事項をその都度当該漁港台帳に記載しなければならない。

(漁港台帳の備付け及び閲覧)

第十条 漁港管理者は、漁港台帳をその事務所に備えて置き、関係者の請求があつた場合には、これをその閲覧に供しなければならない。

【告示】

漁港台帳の様式及び漁港台帳に添付すべき図面を定める告示(昭和三十二年農林省告示第二百二十九号)

- 一 漁港台帳の様式
- 二 漁港台帳に添付すべき図面
 - (一)漁港の平面図
 - (二)外かく施設及びけい留施設の標準断面図
 - (三)水準図面

<参考になる資料等>

漁港漁場管理の手引 平成21年度版(社団法人全国漁港漁場協会)

- 第1章 漁港の維持管理 Ⅲ 漁港の管理一般
 - 5 漁港台帳
- 第3章 関係通知等 I 漁港漁場整備法関係
 - 8 漁港台帳の様式及び漁港台帳に添付すべき図面を定める告示
 - 9 漁港漁場整備法施行規則第9条第2項及び第3項の規定による漁港台帳及びこれに添付すべき図面の調製要領について
 - 10 漁港台帳記載例

【台帳電子化の推進】

漁港施設の情報管理にあたっては、施設情報を電子化およびデータベース化することにより、効率的なマネジメントが可能となります。特に漁港台帳をデータベース化し、施設情報をGIS (Geographic Information System : 地理情報システム) で地図情報とリンクさせることにより、各種情報の視覚化や正確な位置情報の把握が可能となり、老朽化対策の効率化も期待できます。

現状、漁港施設等の情報を管理するのに適したシステムは何種類かありますが、その機能に応じて「GIS型データベース」と「簡易型データベース」に大別できます。効率的・効果的な施設管理を行う観点からGIS型データベースを基本として推奨されますが、小規模な漁港のみを管理する場合などは、システムの導入・運用等にかかるコストや利用状況等を考慮し、簡易型データベースを使用することもできます。

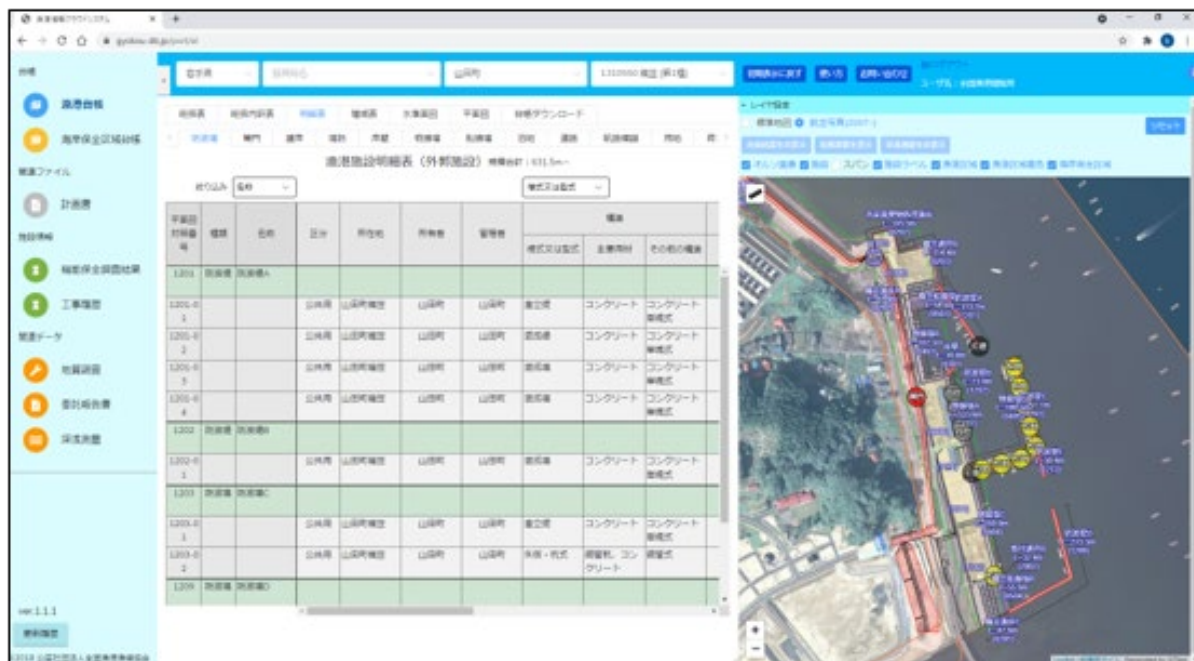
当該費用については、漁港管理者等において事務費等にて支弁する必要がありますが、水産基盤整備事業等を実施する漁港においては「測量設計費」の活用も可能となります。

なお、漁港台帳のデータベース化にあたっては、

- ・令和5年3月15日付け(事務連絡)「漁港施設情報等のデータベース化について(情報提供)」担当者あて
 - ・令和4年4月8日付け(4水港第40号)「漁港台帳及び図面の調整要領」の補足について(技術的助言)担当主務課長あて
- によりそれぞれ文書が示されています。

GIS型
データ
ベース

漁港台帳 + 施設情報



参考: 漁港情報クラウドシステム(公社全国漁港漁場協会)

■ 漁港台帳情報

- ・漁港平面図(PDF)
- ・水準面図
- ・施設毎標準断面図(外郭・係留)

紐付け

■ スパン毎情報

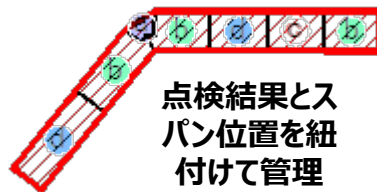
- ・竣工図(平面、縦断、標準断面)
- ・設計図書
- ・安定計算表
- ・現況写真

漁港電子平面図 (GIS)

加工・登録

スパン番号の管理による 点検結果のデータベース化

図化



点検結果とスパン位置を紐付けて管理

老朽化点検データ
簡易/詳細調査結果

現地現況確認



GPS測量



ドローン空撮

簡易型
データ
ベース

施設の基本情報のみ

漁港電子平面図情報がない

漁港台帳データ

それぞれの情報
に連動性なし

■ 施設情報

- ・図面
- ・設計図書
- ・現況写真
- ・工事関連データ

施設形状(施設断面、施設スパン)
や工事区間、点検位置等の紐付、
図示ができない

■ 老朽化点検データ

- ・簡易
- ・詳細調査結果

■ 漁港施設点検データ

- ・日常施設、管理利用、災害

「水産基盤整備事業における附帯施設の取扱い」

問 来年度以降、機能保全工事を実施することを考えているが、基本施設以外の附帯施設は、国庫補助対象となるのでしょうか？

(回答)

水産物供給基盤機能保全事業においては、水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について(平成13年3月30日付け12水港第4541号水産庁長官通知)第1の1の(1)のウ係留施設を、国庫補助対象としており、機能上又は管理上必要と認められる場合は附帯施設も国庫補助対象となり得ます。

また、水産物供給基盤機能保全事業は、機能保全計画に基づく保全工事を対象としています。「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン(平成27年5月)」のP16表3.1機能保全レベルの概要にも附帯施設が位置づけられています。

ただし、老朽化した係船柱、防舷材、はしご、係船環のみの交換は、通常の維持管理相当と考えられることから、附帯施設のみの修繕は機能保全工事の対象としておりません。上部工、舗装工の打ち換えに伴い、一体的に交換する必要がある場合には、機能保全工事の中で実施している場合があります。

「港内へ堆積する土砂の処分方法」

問 漁港の水域施設において、近年の潮流変化により、当面の間、定期的な浚渫が必要な状況にあり、その土砂は全て漁港区域内に仮置きしている。しかし、浚渫土の置き場は不足しているため、土砂の仮置きに関して何か良い解決策は無いか教えてほしい。

なお、解決策がない場合、浚渫土砂の海洋投棄を行いたいが、その実現可能性と、その方法や留意点、手続き等を教えてほしい。

(回答)

土砂処分の方法については、近隣の漁港工事での利用や他事業(県・近隣市町)での有効活用もしくは最終処分場へ適切に処分するなどについてご検討されるとよいと思います。

浚渫土砂の海洋投入処分を行う場合には、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)」に係る手続きが必要となります。その条件として、他の事業で有効利用及び陸上処分が無理な場合で環境への障害がない場合に限る旨があげられていますのでご留意ください。また、海洋投入場所には、周辺漁協(漁業者)との合意も必要となります。海洋投入処分の事例については、県を通じてご確認・参照ください。

「改良した物揚場の機能保全」

問 漁港台帳上は、物揚場となっているものの、地元からの要望を元に交付金事業にて物揚場の上部に波返しを増設した施設があり、機能保全計画の策定を行いたいと考えています。現状として、物揚場としての利用があるため、今後も補助を受けて保全工事を実施したいと考えているところ、どのように機能保全計画を策定し、保全工事を実施したらよいか。

(回答)

漁港台帳において物揚場として登録されている施設が実態と合っていないようであれば見直した方が良いと思います。施設の種別区分に懸念があるのであれば、種別区分を修正すればよいと考えます。場合によっては、兼用工作物として整理することも可能です。お問い合わせの施設を見る限り、当該物揚場の延長の大部分に波返しが設置されており、海へのアクセスのために波返しがない部分については角落しのレールがあることから、護岸として漁港台帳を整理してはどうかと考えます。仮に漁港台帳を見直すとした場合、財産処分の観点からは、当該施設の建設年が昭和52年で、平成22年の交付金事業を行う時点で、既に処分制限期間を過ぎていることから、物揚場から護岸へ目的外使用をする場合にあっては補助金の返還は不要となります。こうした施設の今後の整理をした上で、機能保全計画の見直しを行ってください。その後、漁船数などの事業要件を満たしていれば、機能保全計画に従って水産物供給基盤機能保全事業を実施していくことになります。

なお、機能保全の観点からは、物揚場部分と波返し部分を一体的に維持管理することが理想ですが、整備実績、利用実態等からやむを得ず、別々に管理すると判断することや、たとえば波返し部分のみを単独事業として予算区分を別にして維持管理することも可能です。ただ、今後何十年も維持管理していくことを勧案すると、できる限りシンプルに整理した方が継続性を担保しやすいと思います。

「魚礁の試験設置」

問 タコの試験的な魚礁を検討しているが、国庫補助事業のメニューがありましたら、手続き等も含めて紹介をお願いしたい。

(回答)

ご相談の内容について、どの程度の規模の調査・試験を検討しているのか分かりませんが、試験設置のみの内容では、通常の国庫補助事業の活用は難しいです。

ただし、たとえば、農山漁村地域整備交付金における地域水産物供給基盤整備事業(漁場)を実施している場合には、当該事業の「効果促進事業」を活用することで補助対象となる場合があります。

「舗装工事における目地の工法選定の考え方」

問 -1.5m物揚場の保全工事を実施するにあたり、詳細設計を実施しています。漁港漁場関係工事積算基準では、コンクリート舗装における目地が4種類あるようですが、工法をどのように選択すればよいか教えてください。

(回答)

舗装コンクリートの設計・施工を行う際には、「舗装設計施工指針」「舗装設計便覧」「舗装施工便覧」および「漁港・漁場施設の設計参考図書」「漁港漁場関係工事関係共通仕様書」を参考にしてください。収縮目地については、施工方法により挿入工法とカット工法があり、現場条件により選択が可能です。

目地間隔は、「漁港・漁場施設の設計参考図書」(P499)に記載がありますのでこれを参考に配置下さい。

「漁港における放置艇の抑制について」

問 ●●漁港における漁船以外の船舶の利用について、放置艇の抑制を図りたい。

- ①条例を作成するため参考事例について情報提供いただきたい。
- ②利用実態に合った適正化を図りたいのでアドバイスをお願いしたい。

(回答)

①水産庁及び国土交通省で、令和3年3月に「プレジャーボートの放置艇対策の今後の対応について」を公表しています。水域の利用の競合の度合い等地域の実情を踏まえ、保管場所の確保、規制措置から所有者名簿の作成など弾力的な対応が可能です。また、▲▼漁港では、放置禁止区域が設定され、地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度導入された事例がありますので、参考までご紹介します。

②●●漁港の漁港管理者である貴町の漁港管理条例でも、問題なく、実態把握は可能と考えられます(ただし、指定区域を定めた場合、管理者への許可という強い規制が適応)。なお、漁港漁場整備法第38条「漁港施設を他人に利用させ、使用料を徴収する場合、利用方法及び料率を定めて、漁港管理者の認可を受けなければならない。」ので、当該規定に基づく認可、料金徴収を可能とする根拠についてご確認いただくとよいと考えます。参考事例の手順についても参照してください。

「漁港の管理について」

問 市内の第1種、第2種漁港を全て廃止し、新たな第2種漁港1つに統合したい。手続きとして関係各所に、既存の漁港廃止及び統合についての同意の照会を行うが、その事務の手続き主体が誰になるか知りたい。市内の第1種漁港は市、第2種漁港は県でよいか。

(回答)

漁港の統合には、全ての漁港を廃止し新たな漁港を指定する方法と、一の漁港に統合(統合する漁港は区域を変更し、統合される漁港は指定を取消す(必要に応じ統合する漁港の名称を変更))する方法があります。どちらも可能ですが、統合する場合指定を取消す手続きが不要のため、一の漁港に統合する事例が多いようです。

市内の全ての漁港を統合し第2種漁港とする場合には、前第2種漁港の区域を変更(必要に応じて名称も変更)し、統合される第1種漁港の指定を取消す方法が一般的と考えられますが、第2種漁港の指定又は指定内容の変更若しくは取消しについては、漁港漁場整備法第6条第2項及び第5項に基づき都道府県が行うので、事前に県庁と十分な調整が必要と考えられます。

「漁港海岸の防護高さについて」

問 近年高波浪時に、護岸に越波・越流が生じ、車や歩行者が非常に危険な状態となり道路の通行止めや住居への浸水被害等が度々発生している。高潮対策事業を検討中であるが、防護高(護岸天端高)の考え方に問題がないかや改善点等について知りたい。

(回答)

県が策定した沿岸海岸保全基本計画と市で策定した地区漁港海岸整備計画は整合をとる必要があります。海岸保全施設の天端高は、県の担当者にご相談し、隣接護岸、背後地の社会的、経済的重要度等を十分に考慮した余裕高の設定を検討する必要があります。

農山漁村地域整備交付金事業(高潮対策事業)の実施にあたっては、補助金交付決定前に海岸法第27条第2項に基づく協議が必要となりますが、事前相談も受け付けており、防災漁村課防災・海岸班までご連絡ください。なお、周辺の越波状況は不明ですが、すでに前面に離岸堤を設置してある場合には、その護岸の高さと越波状況を確認し、今回算出された護岸天端高さの妥当性を検証する方法もあります。

V. 近年の漁港漁場整備事業に掛る制度の主な拡充・改正事項とその概要

※概要を大まかに記載しています。詳細は公表資料 (https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_yosan/index.html) や公文書でご確認ください。

	事項	概要	改正箇所
R3 年度	港湾背後における流通機能強化	・港湾の背後地における衛生管理型産地市場等の整備を補助対象化	交付要綱運用
	水産物流通の拠点におけるICTの活用推進	・荷さばき所や岸壁の整備と一体的に行う情報処理施設の整備を追加	交付要綱運用
	養殖業成長産業化に向けた生産拠点整備	・安定的な種苗確保のための種苗生産施設整備を補助対象化 ・効率的な作業環境のための用地への屋根整備等を補助対象化 ・養殖適地の選定や施設の検討に係る調査を補助対象化	交付要綱運用
	海洋環境の変動に対応した漁場整備の展開	・試験的な魚礁設置等の実証試験の実施及びモニタリングの実施を補助対象化	交付要綱運用
	拠点漁港等における非常電源確保対策	・電源施設の高架化、非常電源の設置を補助対象化	交付要綱運用
	漁港施設の効率的な維持管理の促進	・荷さばき所の機能保全対策を補助対象化	交付要綱運用
	漁村における防災・生活インフラ整備の強化	・交付金事業のうち、漁業集落排水施設等の防災・生活インフラの計画的・集中的な整備を補助事業化	交付要綱
R4 年度	拠点漁港における流通機能高度化・輸出促進対策	・流通拠点漁港等における漁港総合利用・運営計画の策定を補助対象化 ・漁港総合利用・運営計画に基づく既存施設等の再編・整序を補助対象化 ・加工場や水産物流通センターの整備を当初予算においても補助対象化 ・荷さばき所等の整備の採択要件を属地陸揚量3,000トン以上等と見直し	交付要綱運用
	養殖生産拠点における一体的な施設整備	・事業の対象地域に無給餌養殖品目を取り扱う養殖地域を追加 ・養殖場としての活用するための海域環境等調査を補助対象化 ・養殖生産拠点における整備事業として、荷さばき所、加工場等を補助対象化 ・養殖種苗の海水馴致に必要な取水施設の整備等を補助対象化	交付要綱運用
	栽培漁業と連携した漁場整備の展開	・魚礁の機能保全対策を補助対象化 ・水産環境整備マスタープラン対象種の種苗生産施設整備を補助対象化	交付要綱運用
	漁業地域における防災・減災対策の推進	・漁港の機能施設の用地嵩上げや胸壁等の整備を補助対象化 ・避難路、避難地の整備について、集落人口要件を100人以上と見直し	運用
	予防保全型の老朽化対策の推進	・機能保全計画見直し経費を補助対象化(ただし新技術の導入等により確実にライフサイクルコストの低減が図られると見込まれる場合等に限る。)	交付要綱運用
	持続可能な水産物生産体制の構築	・藻場・干潟の整備はソフト対策と連携して取り組む地区を対象を絞る ・漁船や冷凍トラック等に対する電力供給設備の整備を補助対象化 ・広域的な藻場・干潟調査、モニタリングの実施を補助対象化	運用
	日本海溝・千島海溝地震防災対策特措法関連	・避難場所、避難経路の整備に係る補助率を3分の2以内に嵩上げ	交付要綱
	施越の対象の見直し	・施越工事の対象について、「複数年度にわたって工事をするもの」で「施工時期の標準化を図るためのもの」を追加	取扱い
	共通	・「測量及び試験費」を「測量設計費」に変更	取扱い
R5 年度	流通拠点漁港等を中心とした圏域機能強化対策	・圏域機能強化対策整備方針に基づく「事業計画等策定調査」を補助対象化 ・圏域機能強化対策整備方針に基づいて実施する事業の採択要件を「圏域機能強化対策整備方針に位置づけられた漁港の計画事業費の合計が5億円以上」等とする ・離島・奄美・沖縄の拠点漁港における荷さばき所等整備の採択要件を「年間取扱量1,000トン以上」へと見直し ・漁港施設用地における屋根等の整備を補助対象化	交付要綱実施要領運用
	漁港施設の老朽化対策の推進	・事業主体に漁港管理者以外の地方公共団体、水産業協同組合を追加。 ・漁港環境整備施設(水域施設と接する施設に限る)の老朽化対策を補助対象化	実施要領交付要綱運用

凡例 実施要領：水産物供給基盤整備事業等実施要領
取扱い：水産基盤整備事業及び海岸整備事業の実施に当たったの取扱い

運用：水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用
交付要綱：水産基盤整備事業補助金交付要綱

VI. 補助対象に関するよくある問い合わせ内容とその回答

よろず相談や事業の実施に当たり、事業主体の方々から問い合わせの多かった内容について、簡単にまとめました。

	問い合わせ	回答
(共通) 測量設計費	測量設計費でどのような内容を実施できるか	<p>当該補助事業等の執行に必要な測量、調査、観測、設計、工事監督等を行うものです。詳しくは事務必携(青本)3.7の測量設計費の項目を参照ください。</p> <p>事業に必要な内容であって、上記に記載の項目に該当する内容であるか判断に迷う場合には、整備課企画班へお問い合わせください。</p>
機能保全事業	R4より補助対象となった「機能保全計画の見直し」経費について、採択基準を知りたい	<p>補助対象となるのは、新技術等の導入等により機能保全計画を見直すことによって、確実にライフサイクルコスト(国費を伴う工事費)が低減できるもの又はストック効果の最大化に向けた漁港の機能分担・有効活用推進事業実施要領に基づき漁港機能再編後に行う場合に限られます。</p> <p>「補助対象外の経費(点検、見回り、維持補修等)のみコスト低減できるもの」や同計画の見直しをせずとも実現できる、「施工の仕方の変更による経費削減」などについては対象となりませんのでご注意ください。</p>
	機能保全事業で航路・泊地の浚渫を行う際の条件について	<p>航路・泊地の維持のための浚渫工事は、基本的に管理者の責務となっています。</p> <p>浚渫工事を機能保全事業にて行う場合には、計画的に実施することで、ライフサイクルコストを低減できるものに限定して対象としています。また、その場合においても、概ね5年程度の間隔をあけていただくことを原則としています。</p>
	採択要件に満たない漁港について、補助を受ける方法はないか	<p>圏域計画により各漁港の機能分担・有効活用等の推進を図った上で、複数の漁港で漁港合併をする方法や、複数の漁港にて機能分担・有効活用等を行う「ストック効果の最大化に向けた漁港の機能分担・有効活用推進事業」(ネーミング事業)を取得することで、要件を満たしやすくなります。</p> <p>また、水産振興を図る上で特に必要であると整理される漁港については、支援の対象となる場合があります。該当すると考えられる場合には、具体的な状況を整理した上でご相談ください。</p>

<問い合わせ窓口一覧>

水産庁代表 03-3502-8111

(手引き全般に関する事項)

水産庁 整備課 企画班 (内線6880)

(Ⅰ. 事業基本計画に関する事項)

- 水産物供給基盤機能保全事業以外の事業基本計画の場合
水産庁 計画課 計画班 (内線6843)
- 水産物供給基盤機能保全事業の事業基本計画の場合
水産庁 整備課 企画班 (内線6880)

(Ⅱ. 予算要求と交付申請に関する事項)

- 予算要求、要求資料に関する事項
水産庁 計画課 事業班 (内線6842)
- 補助金交付申請に関する事務的な事項(交付申請書、繰越手続き)
水産庁 整備課 総括班 (内線6881)

(Ⅲ. 事業の執行と台帳調製に関する事項)

- 補助金交付申請に関する技術的な事項(工事設計書の作成、審査ヒアリング、工法協議)
水産庁 整備課 企画班 (内線6880)
- 発注関係事務に関する事項
水産庁 整備課 施工積算班 (内線6884)
- 実績報告等に関する事項
水産庁 整備課 総括班 (内線6881)
- 漁港台帳の調製に関する事項
水産庁 計画課 管理班 (内線6846)